

春秋公羊經傳解詁譯稿（一）

〔隱公元年～十一年〕

要 旨

本稿は、何休『春秋公羊經傳解詁』の日本語譯である。譯出作業はかなり進んでいるが、紙面の都合で、今回はとりあえず、隱公の部分〔全體の約十二分の一〕を掲載する。以後、數年にわたって連載する豫定である。なお、本稿は、一九八九年度跡見学園特別研究助成費による研究成果の一部である。

岩 本 憲 司

凡例

一、底本には、便宜を第一に考えて、嘉慶二十年江西南昌府學開雕の阮刻十三經注疏本〔臺灣藝文印書館影印〕を用いた。

一、本稿の目的はただ一つ、『解詁』の論理に筋を通すことにある。したがって、所謂譯注の類〔校勘、訓詁名物、出典等〕は、必要最小限に止めた。

一、本稿の體裁は、以下のごとくである。

經 原文

傳 原文

⑤ 『解詁』の譯文〔紙面の都合で、原文は省いた。〕

⑥ 所謂譯注の類

一、各種記號は、常識的に用いた。ただし、次の二つは、説明を要する。

（ ） ……譯者の補足であつて、この部分をとばして讀んでも、意味は通じる。

〔 〕 ……言いかえ、解説等である。

〔隱公元年〕

○元年春王正月

○元年者何

㊦（反對例によってではなく）一般的な疑問によってたずねているから、「者何」と言うのである。

○反對例による場合は、「曷爲」「何以」「何」などと言う。

○君之始年也

㊦通常、「即位」を記録するから、君の始めの年であることがわかる。

「君」とは、魯侯の隱公である。「年」とは、十二箇月の總稱であり、《春秋》も十二箇月を「年」と書くのである。一は「元」に變えていゝる。「元」は氣であり、無形〔天象〕がそれによって起こり、有形〔地形〕がそれによって分かれる。（つまり、「元」は）天地を造りあげるものであり、天地の始めである。だから、「元」の上には繋げるものがなく、下に「春」を繋げるのである。「公（之始年）」と言わずに「君之始年」と言うのは、王者も諸侯もいづれもみな「君」と稱することが出来るから、王者という意味を含ませるためである。「公」では、王者という意味は全く出ない。王者であってはじめて、元を改め、號を立てることが出来る。《春秋》は、新王の受命を魯に假託するから、（魯侯の「元年」に）因んで「即位」を記録し、王者は天を繼ぎ元を奉じて萬物を養成しなければならぬ、ということを示すのである。

○春者何

㊦（四時のうち）「春」だけが「王」の上にあるから、疑問としてたずねたのである。

○歲之始也

㊦上にむかって「元年」（の下）に繋がり、「王正月」の上にあるから、歳の始めであることがわかる。「春」は、天地開闢の端〔はじめ〕であり、養生の首〔はじめ〕であり、法令が出されるときであって、四時の基本名である。昏に斗〔北斗の柄〕が東方を指す時を「春」とい、南方を指す時を「夏」といい、西方を指す時を「秋」といい、北方を指す時を「冬」という。「歳」とは、四時の（萬物に對する）功績を總括した名稱である。『尚書』に「閏月をたてて四時を定め、歳を完成させる」〔堯典〕とある。

○王者孰謂

㊦「孰」は、誰である。時王〔當時の王〕だとすると、事件が書かれていない（から、おかしい）。先王だとすると、謚が書かれていない（から、おかしい）。だから、「誰謂」とたずねたのである。

○文王也

㊦上にむかって「王」を「春」（の下）に繋げているから、文王のことをいっていることがわかる。文王は、周の始めて受命した王である。天が命じた者だから、上にむかって天の端〔春〕（の下）に繋がるのである。（孔子《春秋》は、新王が）受命して正月〔曆〕を制定することを述べようとしていたので、（文王の事に）假りて王法とした

のである。諡「文」をいわないのは、文王の生前にのっとり、死後にはのっとりない、ということであり、後王と共にする、ということである。「王」は、人道の始めである。

團曷爲先言王而後言正月

④下の「秋七月、天王」では、先に「月」をいい、その後で「王」をいっているから。

團王正月也

④上にむかって「王」(の下)に繋がっているから、王者が受命して政教を施す際に制定する月であることがわかる。王者は受命すると必ず、居處を徙し、正朔〔曆〕を改め、服色を易え、徽號〔旗〕を殊にし、犧牲を變え、器械〔禮器・武具〕を異にする。王者の資格を、天から受けたのであって、人から受けたのではない、ということを明らかにするためである。夏は、斗〔北斗の柄〕が寅の方角を指す月を正月とし、平旦〔午前四時頃〕を朔〔一日の始まり〕とし、植物の芽が地表に現われるのにのっとり、色は黒を尙ぶ。殷は、斗が丑の方角を指す月を正月とし、雞鳴〔午前二時頃〕を朔とし、植物の芽ができるのにのっとり、色は白を尙ぶ。周は、斗が子の方角を指す月を正月とし、夜半〔午前零時頃〕を朔とし、植物が活動し始めるのにのっとり、色は赤を尙ぶ。

④この注に關しては、『春秋繁露』三代改制質文篇を参照。

團何言乎王正月

④定公には「王」があつて「正月」がない〔定公元年〕から。

團大一統也

④「統」は、始であり、すべてが繋がるという意味のことばである。いいたい、王者が始めて受命し、制度を改めて政教を天下に施すと、公侯から庶人まで、山川から草木昆蟲まで、それぞれ、「正月」に繋がらないものはない。だから、「正月」は、政教の始めなのである。

④「天王者」の「天」は、按勘記に従つて、「夫」に改める。

團公何以不言即位

④文公には「即位」を言っているから。「即位」は一國の始めである。政治は、始めを正すより重大なことではない。だから、『春秋』は、元の氣〔元年〕によって天の端〔春〕を正し、天の端によって王の政〔王〕正月を正し、王の政によって諸侯の即位〔公即位〕を正し、諸侯の即位によって竟内の治を正すのである。諸侯は上にむかつて王の政を奉じなければ、即位することが出来ない。だから、先に「正月」をいい、その後で「即位」をいうのである。政は、王から出なければ、政とはいえない〔or實行できない〕。だから、先に「王」をいい、その後で「正月」をいうのである。王者は、天を承けて號令を制定するのでなければ、手本がない。だから、先に「春」をいい、その後で「王」をいうのである。天は、深くその〔根本の〕元を正さなければ、化育を成し遂げることが出来ない。だから、先に「元」をいい、その後で「春」をいうのである。(以上の)五者は同日〔一緒?〕に(經文上に)ならび、互いに缺くべからざるものとして一體を形成する。これぞ、天人の大本であり、萬物が繋がるものである。

察しなければいけない。

㊦「元年」・「春」・「王」・「正月」・「公即位」を五始という。五始説については、拙稿「漢代春秋學に關する二、三の問題」〔『跡見學園女子大學紀要』第十六號〕を参照。

なお、「元之氣」については、上の注に「元者 氣也」とあるのを参照。

團成公意也

㊦「正月」がなく、「即位」をとり去っていることから、（隱）公の意志を成就させるためであることがわかる。

㊦「不有正月」とは、二年以後のことをいう。なお、徐彦の疏を参照。

團何成乎公之意

㊦「紀を救おうとして結局できなかったことを譏っている」〔莊公三年傳文〕から。

團公將平國而反之桓

㊦「平」は、治である。當時、桓（公）を立てずに隱（公）を立て、（國が）平安でなかった。だから、「平」というのである。「反」は、還す^{かえ}ということである。

團曷爲反之桓

㊦自分が「Orすでに」立ったから。

團桓幼而貴 隱長而卑

㊦「長」とは、冠禮をすませていることである。禮では、二十歳で正統であることを示して冠をつける。士冠禮に「嫡子が阼階で冠をつける

のは、それによって（父に）代わることを明らかにするのである。客位で醮（の儀禮）を行うのは、冠をかぶせて、おとなとして完成させる〔成人とする〕のである。三度かぶせて、ますます（格を）尊くするのは、（徳が進むよう）その志を諭すのである。冠をつけてから字をつけるのは、その名（の方）を敬うのである」とあり、「公侯に冠禮があるのは、夏の末からである。天子の元子〔世子〕であっても、やはり士のようにする。天下に、生まれながらにして貴い者はいない」とある。

㊦下の傳文「立適以長不以賢 立子以貴不以長」を参考にすると、この「長」も、單なる年長の意と解するべきであろう。

團其爲尊卑也微

㊦母はともに媵であった。

團國人莫知

㊦「國人」とは、國內の凡人〔朝廷の人ではなく、一般の人〕をいう。「莫知」とは、惠公が前もって（尊卑の）區別をはっきりさせておかなかった、ということである。男子は六十歳で房を閉じる。（その時までに）世子がなければ、貴公子に命じ（て世子とす）る。（六十歳未滿で）死期が迫った場合も、同様である。

團隱長又賢

㊦以上は、いづれもみな、隱（公）を立てるに至った由來を述べたものである。

團諸大夫扳隱而立之

㊦「扳」は、引である。諸大夫が隠（公）を立てたことを（經文に）書

かないのは、《春秋》の前におこったからであり、王者は受命すると、それ以前の事件をさかのぼって治めることはしない、ということも明らかにするためである。孔子が言っている「教えもしないで（罪を犯すと）殺すのを『虐』といい、戒めもしないで（罪を犯すと）殺すのを『暴』という」（『論語』堯曰篇）と、求めるのを『暴』という」（『論語』堯曰篇）と。

團隱於是焉而辭立

㊦「辭」は、讓である。隠（公）は讓ろうとした、ということである。

團則未知桓之將必得立也

㊦このとき、公子は一人ではなかった。

團且如桓立

㊦「且如」は、假定をあらわす言葉である。

團則恐諸大夫之不能相幼君也

㊦隠（公）は、諸大夫が正（桓公）に背いて自分を立てようとし、不正である、のを見て、彼らが桓公を輔佐できないのではないかと心配した。

㊦「背正而立己 不正」については、上の注に「廢桓立隱 不平」とあるのを参照。

團故凡隱之立爲桓立也

㊦「凡」とは、凡そ、上で考えた二つの事はみなだめ、ということである。だから、このとき自分が立ち、桓（公）の成長を待つて歸そうとしたのである。そこで（傳は）「桓のために立った」と言い、隠公には本

來、國を受ける意志がなかった、ということも明らかにしたのである。要するに（經に）「即位」を書かないのは、隠公の讓意を示すためなのである。

㊦注の「凡」の解釋は特異である。この「凡」は、「一般的に……」要するに」と解して、充分通じる。

團隱長又賢 何以不宜立

㊦繆公を賢として大夫（があること）を許し（文公十二年）、（また）桓且は年長ゆえに立つことが出来ることとされている（文公十四年）から。

團立適以長不以賢 立子以貴不以長

㊦「適」とは、適夫人の子をいう。（彼らの位は）匹敵するものがないほど尊（く、互いに差がな）いから、年齢によ（って立て）る。「子」とは、左右の媵及び姪（兄の娘）姉（妹）の子をいう。（彼らは）位に貴賤があるから、また、同時に生まれた場合（の混亂）を防ぐため、貴賤によ（って立て）る。禮では、嫡夫人に子がなければ、右媵（の子）を立てる。右媵に子がなければ、左媵（の子）を立てる。右媵に子がなければ、左媵（の子）を立てる。嫡夫人に子がなければ、右媵の姪（の子）を立てる。右媵の姪に子がなければ、左媵の姪（の子）を立てる。（姪の先後については）質家（質樸に重きをおく王朝）は、親親を旨とするから、先に姉（の子）を立て、文家（文華に重きをおく王朝）は、尊尊を旨とするから、先に姪（の子）を立てる。嫡子が孫（嫡子の子）を残して死んでいる場合、質家は、親親を旨とするから、先に（嫡子の）弟を立て、文家は、尊尊を

旨とするから、先に孫を立てる。雙子の場合、質家は、（この世への）出現（の順序）によって、先に生まれた方を立て、文家は、本始「もと」という趣意によって、後に生まれた方を立てる。いづれもみな、偏愛による争いを防ぐためである。

〔附注の後半については、『春秋繁露』三代改制質文篇に「主天法質而王其道佚陽 親、親而多質愛 故立嗣予子 篤母弟（中略）主地法文而王 其道進陰 尊、尊而多禮文 故立嗣予孫 篤世子」とあるのを参照。注の「据本意」は、意味がよくわからない。母のおなかの中の位置をいうのか「？」。なお、『史記』梁孝王世家の「褚先生曰」の部分に「殷道親親者 立弟 周道尊尊者 立子 殷道質 質者法天 親其所親 故立弟 周道文 文者法地 尊者敬也 敬其本始 故立長子 周道 太子死 立適孫 殷道 太子死 立其弟」とあるのを参照。

㊦ 桓何以貴
 ㊦（二人は）ともに公子であったから。

㊦ 桓母貴也
 ㊦ 桓（公）の母は右媵であったから。

㊦ 團母貴則子何以貴
 ㊦（庶子は）ひとしく「公子」とよばれるから。

㊦ 團子以母貴
 ㊦ 母の序列によって立つ。

㊦ 團母以子貴
 ㊦ 禮では、妾の子が（君として）立てば、母「妾」は夫人となること

出来る。夫人成風（文公四年・五年）がその例である。

〔附〕『通典』卷第七十二に引く『五經異義』に、「穀梁説 魯僖公立妾母成、風爲夫人入宗廟 是子而爵母也 以妾爲妻 非禮也」とあるのを参照。

㊦ 三月公及邾婁儀父盟于昧

團及者何 與也

㊦ 「公與邾婁（儀父）盟（于昧）」というのと同じである。

團會及暨皆與也

㊦ 經にてでくる「會」「及」「暨」をまとめて解説したのである。

團曷爲或言會或言及或言暨

會猶最也

㊦ 「最」は、聚である。（つまり、「會」は）單に、平時のあつまりのようなものであって、（善や悪が）深い浅いというような他の意味を含んではない。 「最」というのは、聚と同じであって、例えば、今でも、民を聚めることを投最といっている。

〔附〕王念孫は、傳・注の「最」「最」「最」は「最」の誤りである、としている。團及猶汲汲也 暨猶暨暨也

及 我欲之 暨 不得已也

㊦ 「我」とは、魯のことをいう。魯を内にするから、「我」と言うのである。「及」と「暨」とを擧げているのは、意志の善悪に随って、それをそのまま原「たず」ねるべきである、ということを明らかにした

のである。「欲した」場合は、善が重く悪が深い。「已むを得なかつた」場合は、善が軽く悪が浅い。「心を原ねて罪を定める」というわけである。

④注の「原心定罪」は、『漢書』薛宣傳・王嘉傳等にもみえる。成句と思われる。

團儀父者何 邾婁之君也

⑤「公及」と言って諱んでいないことから、君であることがわかる。

團何以名

⑥齊侯の場合、祿父が名であるから。

⑦桓公十四年に「冬十有二月丁巳齊侯祿父卒」とある。なお、隱公八年の傳文に「卒何以名而葬不名 卒從正而葬從主人」とあるのを参照。「これによって、祿父が名であることがわかる」。

團字也

⑧褒めて當然であることから、字「あざな」であることがわかる。

團曷爲稱字

⑨諸侯は爵を稱するはずであるから。

團褒之也

⑩宿が（魯の）微者と盟ってさえ（褒めて特別にその君の）卒を書いていることから、公と盟えば褒めて當然であることがわかる。（すでに）國土を有している者に對して嘉賞するのを「褒」といい、（未だ）國土を有していない者に對して國を建ててやるのを「封」という。字を稱することが褒めることになるわけは、儀父は本來、『春秋』以前に

爵を失っていて、名をいう例に屬する、からである。

④下に「九月及宋人盟于宿」とあり、傳に「孰及之 内之微者也」とあり、注に「宿不出主名者 主國主名與可知 故省文」とある。また、八年に「辛亥宿男卒」とある。なお、桓公二年に「蔡侯鄭伯會于鄧」とあり、傳に「離不言會 此其言會何 蓋鄧與會爾」とあって、宿も盟に参加したとする何休の説は、この邊によっているのであろう〔何休は、單に参加しただけではなく、主催した、としている〕。

注の後半については、莊公十年の傳文に「人不若名 名不若字」とあるのを参照。なお、孔廣森の『公羊通義』に「邾婁於桓之篇稱人 傳曰夷狄之 於此稱字 傳曰褒之 進退相較 明儀父本在名等」とある。

團曷爲褒之

⑤功績が顯著ではないから。

團爲其與公盟也

⑥始めて公と盟ったからである。「盟」とは、犠牲を殺して血をすすり、神にかけて誓いあい、それによって規制しあうものである。傳が表現を完全にして始めを假託する〔「爲其始與公盟也」と言う〕ことをしないのは、儀父が宿・滕・薛に比べて一番前にあるため、（ここで「始」といえば）儀父のためにだけ「始」といったかにまぎらわしく、下の三國の意志があらわれないから、その點を顧慮したのである。

④下に「九月及宋人盟于宿」とあり、十一年に「春滕侯薛侯來朝」とある。

團與公盟者衆矣 曷爲獨褒乎此

㊤ 戎・齊侯・莒人がいづれもみな公と盟っているから。傳が表現を完全にして始めを假託する「始」と言う」ことをしていないため、さらに（公と盟った者が）多いことを根据にし（てたずね）たのである。

㊦ 二年に「秋八月庚辰公及戎盟于唐」とあり、六年に「夏五月辛酉公會齊侯盟于艾」とあり、八年に「九月辛卯公及莒人盟于包來」とある。

團 因其可褒而褒之

㊧ 《春秋》は、魯を王とし、隱公に假託して、彼を始めて受命した王とみなす。（だから）儀父がまっ先に隱公と盟ったことに因み、それに假りて褒賞の原則を示すことが出来る。それで、このように言っているのである。

㊨ 傳注の「記」は、按勘記に従って、「託」に改める。

團 此其爲可褒奈何 漸進也

㊩ 「漸」とは、物事の端が（他に）先んじて現われる、という意味のことばである。惡を去って善に就くことを「進」という。譬えてみれば、隱公は、受命して王となったからには、諸侯の中に首唱してまっ先に歸服する者がいれば、進んだ「善に就いた」と認めて加封し、（その者に）後につづく者を先導させなければならぬ、というようなものである。（「漸」と言つて）「先」と言わないのは、これもまた、褒める際の原則であり、ゆっくりと時間をかけて、聖徳がかがやくさまをよく見定め、その後で（王者のもとに）往くべきであつて、あわてて動き不義に陥るようなことがあつてはならない、ということを明らかにしたのである。

㊪ 傳注の「譬若」については、陳立の『公羊義疏』に「春秋託王於魯 原非以隱公爲王 故何云譬若」とあるのを参照。

團 昧者何 地期也

㊫ 「會」「盟」「戰」には、いづれもみな、約束した場所を記録する。

約束を重んじるからである。一般に、「盟」を書くのは、惡んである。（というのは）仰仰しく誓約しておきながら、同盟者が甚しく背いたとなると、重大な患禍が生じるからであり、「蒲で胥命した」場合に、「正に近い」としてほめて「桓公三年」のが、（盟を惡んでいる）證據となる。（魯の）君や大夫が盟つた場合は、例として日をいう。不信を惡むからである。ここで月をいっているのは、隱（公）は讓意をもちながら立ち、邾婁は義を慕つて來、互いに親しみ信じ合つたから、小信であるという表現にしたのである。大信の場合は、時「四季」をいう。柯の盟「莊公十三年」がその例である。魯が「公」を稱しているのは、臣子の氣持ちとして、自分の君父を尊號でよびたいと思ふ、ことのあらわれである。「公」は五等爵のうちで最も尊いものであり、王者は、自分の君父を尊びたいと思ふ臣子の氣持ちを察するから、「公」を稱させてやる。だから、《春秋》では、臣子の立場から「葬」を書く場合、いづれもみな、「公」を稱するのである。「于」は、於である。一般に、先に（會盟の）事を約束し、その後で（そのための）場所を定めた場合は、「于」を書くのを例とし、先にある場所について、その後で（その場所での會盟の）事を定めた場合は、「于」を書かないのを例とする。

④ 附注の「録地」の「地」は、地をいうの意に解する。つまり、「録地」で連文とみる。また、「于」を書く書かないというのは、はっきりしないが、どうやら、「于」という文字の有無の問題ではなくて、そもそも場所を書く書かないの問題であるようだ〔徐疏を参照〕。

⑤ 夏五月鄭伯克段于鄆

團克之者何

⑥ 「之」(の字)を附け加えているのは、「克」の訓詁をたずね、同時に、「于(鄆)」を書き加えているわけをたずねたのである。

⑦ 「之」を加えているのは、むしろ、経が「克」を、助動詞的ではなくて、動詞的につかっているから、と考えた方がよからう。なお、『公羊通義』を参照。

團殺之也 殺之則曷爲謂之克

大鄭伯之惡也

⑧ 「弗克納」「納めることが出来なかった」とあるのが卻缺の善を強調してである〔文公十四年〕ことから、(ここで)「克」と書いているのが鄭伯の惡を強調してであることがわかる。

團曷爲大鄭伯之惡

⑨ (僖公五年には)「晉侯殺其世子申生」とあって、「克」と書いて強調するということをしていない、から。

團母欲立之 己殺之 如勿與而已矣

⑩ 「如」は不如にほかならず、齊人の語〔齊の方言〕である。「克」と

言っているのは、まぎらわしい点があるからである。(つまり)段に弟を示す表現がないから、君を稱して「鄭伯」と書いていても、鄭伯をひどいとしていることがはっきりしない。また、段は國君に匹敵したから、鄭伯がこれを殺しても悪くはない、かにまぎらわしい。だから、「殺」を「克」に變えたのである。明らかに、鄭伯は人君として、傳のことばのようにすべきであった。(つまり)自分の手で誅殺を行なうてはならず、執政の大夫に誅殺をまかせべきだったのである。「克」は、殺の意味にもとれ、また、能「できる」の意味にもとれる。(つまり、「克」という表現は)母にさからい、自分の手で殺す、というようなことが平氣でできた、のを悪んでいるのである。禮では「公族に罪があると、有司が公に言上する。公は『滅刑してやれ』と言う。(公が)三度、滅刑してやれと言うに及んで、(有司は)答えずに走り出る。公はさらに人をやって、滅刑してやれと言わせる。(使者は)間に合いませんでした、と(公に)報告する。公は、素服を身につけて膳をへらし、その公族のために平常の生活を變え(て質素にす)る。親疏に應じた喪に従うが、弔服は身につけず〔弔問せず〕、自分で哭禮を行なう」〔禮記〕文王世子篇〕。

⑪ 附注の「如即不如」については、王念孫はこれを非とし、ここは單なる「不」字の脱落とみる。注の「甚之」については、莊公三十二年及び僖公五年の傳文に「殺世子母弟直稱君者 甚之也」とあるのを参照。また、注の「克者 詰爲殺 亦爲能」については、穀梁傳文に「克者何 能也 何能也 能殺也」とあるのを参照。

なお、注の最初の「又」は、按勘記に従って、「文」に改める。

團段者何 鄭伯之弟也

㊦（同）母弟を殺したから、（諱まずに）じかに君を稱して「鄭伯」と書いて「いるのである。」

團何以不稱弟

㊦（襄公三十年には）「天王殺其弟年夫」とあって、「弟」を稱している、から。

團當國也

㊦（段は）國君に匹敵し、（さらには）君になろうとしていたから、その意志に従い、國君のように上の「鄭伯」の「鄭」を氏とさせたのである。段の惡逆を示すため（の手立て）である。

㊦四年の傳文に「曷爲以國氏 當國也」とあるのを参照。なお、「當國」

については、『公羊通義』に「當 敵也 著其強禦與國爲敵」とある。

團其地何

㊦（莊公九年には）「齊人殺無知」と（だけ）あって、地をいっていない、から。

團當國也

齊人殺無知 何以不地

㊦ともに國君に匹敵しようとしていたから。

團在內也

在內 雖當國不地也

㊦國君に匹敵しないで殺された者の場合は、（一般の）大夫を殺した場

合の書き方にし、地（の内外）にはよらない（つねに地をいわない）。

國君に匹敵した者が國（都）の内て殺された場合は、患禍（の廣がる道）が前もって絶たれているから、やはり地をいわない。

團不當國 雖在外亦不地也

㊦國君に匹敵した者が（國都の）外にいた場合にかぎって地をいう、ということを明らかにしたのである。（地をいうのは、外にいと）鄰國と手を結んでさらに國難を廣げるおそれがあるため、その地を記録して、急いで誅殺しなければいけないことを明らかにするのである。

國君に匹敵しなかった場合は、外にいても患禍が輕微であるから、地をいわない。（「五月」と）月をいっているのは、臣子がすぐに討たな

かったことを責めてであり、「州吁を殺した」場合と、同例である。討賊の辭「賊を討つたという表現」を使っていない「鄭人」といわ

ない」のは、主として、親親（の道）を失った點を惡んで書いた、からである。

㊦四年に「九月、衛人殺州吁于濮」とあり、傳に「其稱人何 討賊之辭

也」とあり、注に「討者除也 明國中人人得討之 所以廣忠孝之路

書者 善之也 討賊例時 此月者 久之也」とある。なお、四年の穀

梁傳文に「其月 謹之也」とあるのを参照。

經秋七月天王使宰咺來歸惠公仲子之賵

團宰者何 官也

㊦周公に「宰」を加えていることから、「宰」が官であることがわか

る。

㊦僖公九年に「夏公會宰、周公齊侯、宋子衛侯、鄭伯、許男、曹伯于葵丘」とある。

團喧者何 名也

㊧(まとめて「宰喧者何」とたずねずに)わけてたずねているのは、宰周公(の例)があるため、「宰」が本来(喧、自身の)官であるかまぎらわしい、からである。

㊨僖公九年の傳に「宰、周公者何、天子之爲政者也」とある。

團曷爲以官氏

㊩石尙の例があるから。

㊪定公十四年に「天王使石尙來歸賑」とある。

團宰士也

㊫天子の上士は名氏によって(四方に)通用し、中士は官によって記録し、下士は畧して「人」を稱する。

團惠公者何 隱之考也

㊬生前は「父」と稱し、死後は「考」と稱し、廟に入ると「禰」と稱する。

團仲子者何 桓之母也

㊭諡がないからである。「仲」は字、「子」は姓であり、婦人は姓を字に配する。本を忘れないためであり、それと同時に、同姓に嫁がないということを示すのである。生前は「母」と稱し、死後は「妣」と稱する。

團何以不稱夫人

㊮ここは(この經での呼稱ではなく)生前の呼稱を問難したのである。

(文公九年には)「秦人來歸僖公成風之櫜」とあって、成風が諡を稱しているのに對して、今ここでは仲子に諡がない、ことから、(仲子は)生前に「夫人」を稱さなかったことがわかる——から。

㊯文公四年に「冬十有一月壬寅夫人風氏薨」とあるのを参照。なお、原則として、經を解釋するのが傳であるから、この注はいささかおかし。傳はおそらく「夫人」という呼稱ではなくて、夫人としての呼稱「つまり、諡をいういわない」を問題にしているのであろう。

團桓末君也

贈者何 喪事有贈 贈者蓋以馬以乘馬束帛

㊰ここは、周の制度をいっただのである。「以馬」とは、士には四頭をそろえないことをいう。『儀禮』既夕禮篇に「公は(士に)玄纁の束帛と兩馬を贈としておくる」とある。「乘馬」とは、大夫以上には四頭をそろえることをいう。禮では、大夫から天子まで、いづれもみな、四馬に乗る。四方に通じるという趣意からである。天子の馬を「龍」といい、高さ七尺以上である。諸侯のを「馬」といい、高さ六尺以上である。卿・大夫・士のを「駒」といい、高さ五尺以上である。「束帛」とは、玄帛三匹・纁帛二匹のことをいう。玄帛三匹は天にのとり、纁帛二匹は地にのりつたものである。(三、二という數字に限ったのは)それだけで充分に用が足せるといふ點に取ったからである。

團車馬日贈 貨財日賻 衣被日襚

㊱ここは、『春秋』の制度である。「賻」は覆「おおおう」と同じであり、

「賻」は助と同じである。いづれもみな、生者〔遺族〕を助け死者を送る禮である。「襚」は遺〔おくる〕と同じである。遺は死者を助ける禮である。生者の知り合いは賻や賻をおくり、死者の知り合いは賻や襚をおくる。

〔荀子〕大畧篇に「賻賻所以佐生也 贈襚所以送死也」とあり、『說苑』修文篇に「知生者賻賻 知死者贈襚 贈襚所以送死也 賻賻所以佐生也」とあるのを参照。また、『太平御覽』卷第五百五十に引く『春秋說題辭』に「知生則賻 知死則贈 賻之爲言 助也 贈之爲言 覆也 輿馬曰賻 貨財曰賻 玩好曰贈 決其意也 衣被曰襚 養死具也 贈 稱也 襚 遺也」とあるのを参照。

團桓未君 則諸侯曷爲來賻之

⑤非禮であるから。

團隱爲桓立 故以桓母之喪告于諸侯

⑥經で王者が賻をおくってきたことを言っているから、王者に赴告したことは自明である。だから、傳では、ただ「諸侯」とだけ言っているのである。

團然則何言爾 成公意也

⑦桓の母を尊んで（その喪を）天子・諸侯に赴告したのは、桓が立つべきであることを明らかにしたのであり、適切な措置であった。だから、ほめて、仲子のことを書いたのである。隱の意志を明らかにし、その賢行を成就させるため（の手立て）である。

團其言來何

⑧（文公五年には）「歸含且賻」と（だけ）あって、「來」を言っていない、から。

團不及事也

⑨「來」をとり去っている例と對比して、（この例を）事に間に合わなかった場合としたのである。この時、葬事はすでに終わっていて、もはや（賻の）使いみちがなかったから、このように言ったのである。「來」をとり去っている例が事に間に合った場合とされるわけは、「來」がなければ、その時來たのではなく、前から内〔魯〕に（來て）いたかのようなのである、からである。

團其言惠公仲子何

⑩（文公五年には）「歸含且賻」と（だけ）あって、主名〔賻などをおくる對象〕を言っていない、から。

團兼之 兼之非禮也

⑪禮では、妾に賻をおくらない。ほめて（特別に）賻をおくる以上、それぞれ別の使をつかわさなければならぬ。尊卑をわけるためである。（なお）「之賻」と言っているのは、二つの〔二人への〕賻であることを示したのである。

〔穀梁傳文に〕「禮賻人之母則可 賻人之妾則不可」とあるのを参照。

團何以不言及仲子

⑫「及」は、公と夫人という尊卑をわける表現であり、「仲子」は卑稱にほかならない、から。

團仲子微也

④夫人と比べて身分がひくかったから、公に並及する「及」という表現をとって公の下に並ぶことが出来ないのである。(「七月」と)月をいっているのは、内「魯」のために恩録したのである。(相手が)諸侯の場合には月をいわない。王者の場合と比べて(事件として)軽いかからである。會葬の場合も全て同じである。「天王」と言っているのは、當時、吳・楚が「王」を僭稱し、(それに對して)王者は正すことが出来ず、自分で上にむかって「天」に繋がった「王」の上「天」を加えたからである。《春秋》が正さない「天王」を「王」にもどさず、そのまま書くのは、このことに因んで廣く是非を示すためである。「使」を稱しているのは、王が諸侯を尊ぶとの意味である。王者は、根據地をもち、諸侯と職務を分擔して、いっしょに南面して治め、(諸侯を)純臣としないというきまりがある。だから、異姓(の諸侯)を伯舅・叔舅とよび、同姓を伯父・叔父とよぶのである。「歸」と言っているのは、保有を許すという表現である。(そもそも)天地が生んだものは、(特定の)一家が保有すべきものではなく、もったり、もたなかつたり、互いに立場を交代し合わなければいけない。所傳聞の世においては、外の小惡は(普通)書かない。(今ここで特別に)書いているのは、来て内「魯」に接したからである。《春秋》は、魯を王とし、魯を天下教化の首領とみなす。明らかに、自分でやってくる王の教化を受け、禮義に染まる者は、きちんと責めるに値する範囲にはいるから、内「魯」の小惡(は書くという例)にならなくて擧げたのである。そもそも、この記事を書いたのは、事に間に合わな

かったという点からである。

附注の「純臣」については、『白虎通』王者不臣篇に「王者不純臣諸侯何 尊重之」とあり、『詩』臣工疏に引く『異義』公羊説に「諸侯不純臣」とあるのを参照。

注の「伯舅」「叔舅」「伯父」「叔父」については、『禮記』曲禮下に「天子 同姓謂之伯舅 異姓謂之伯舅(中畧) 天子 同姓謂之叔父 異姓謂之叔舅」とあり、『儀禮』覲禮に「同姓大國則曰伯父 其異姓則曰伯舅 同姓小邦則曰叔父 其異姓小邦則曰叔舅」とあるのを参照。

經九月及宋人盟于宿

團孰及之 内之微者也

④「内」とは、魯のことをいう。「微者」とは、土のことをいう。名をいわないのは、身分のひくい者は省畧するからである。大なる者が正しく小なる者が治まり、「近い者が悦び遠い者がやって来る」(『論語』子路篇)(のが、理想である)。そこで《春秋》は、上は王公を刺し、下は卿大夫を譏って、士庶人にまで及ぶのである。宋が「人」を稱しているのは、やはり微者だからである。(同じく微者であるのに)魯が「人」を稱さない「魯人」といわないのは、内「魯」の立場からの表現である。宿について主名「参加者」を書かないのは、主國「主權國」・主名ともに自ずとわかるから、省畧したのである。「盟于宿」とある以上、主國は宿で、主名は宿男である。明らかに、宿は盟の榮辱を自分でまっ先にひき受けなければならない。微者の盟には、

例として時をいう。（微者は）ものごとを自分で判断する能力がないから、責めて畧記するのである。ここで（特別に）月をいつているのは、隱公が賢君であるため、微者をつかわしても、とりあげるに値する点があるから、詳録したのである。

〔傳注の「春秋云云」については、『史記』太史公自序に「貶天子退諸侯討大夫以達王事而已矣」とあるのを参照。「主國」「主名」については、上の三月の傳「褒之也」の箇所の傳を参照。なお、「當自」は、連文として讀むべきかもしれない「？」。

經多十有二月祭伯來

團祭伯者何 天子之大夫也

⑤（「祭伯」が）どこの國にも繋がっておらず、（單に）「來」と言っている、から。

團何以不稱使

⑥凡伯には「使」を稱しているから。

〔傳七年に〕「冬天王使凡伯來聘」とある。

團奔也

⑦「奔」は走である。「使」を稱しておらず、しかも、「來」の下に）何事も無い、ことから、奔であることがわかる。

〔傳「事」とは、求賻・求金・歸賄・會葬などをいう。

團奔則曷爲不言奔

⑧齊の慶封がやって來た場合には「奔」といつているから。

〔傳襄公二十八年に〕「冬齊慶封來奔」とある。

團王者無外 言奔則有外之辭也

⑨「奔」と言えば、外大夫の來奔と同じ表現になってしまう。だから、「奔」をとり去って、王者は天下を家とし、（何人もそこからは）絶

縁できない、ということを示したのである。そもそもこの記事を書いたのは、罪ゆえである。（奔について）内も外もいづれもみな書くのは、離反の禍を重んじるからである。《春秋》當時、（君は、臣を）選抜する務めを果さず、不肖者を位に置いては、そのたびにやめさせて、過ちを起こし、君臣が（互いに）うらみ争い、出奔するに至った。（これは）國家が亂れ社稷が亡びる原因となる。だから、いづれもみな記録するのである。奔ったところを記録するのは、受け入れ側のために、賢者を受けいれるべきであって、悪人を受けいれてはならない、ということを示すのである。「祭」は采邑である。「伯」は字である。天子の上大夫には字をいう。尊尊の義からである。「十有二月」と月をいつているのは、下の（公子益師の）「卒」のためである。普通に考えてみると「？」、下（の經文）は例として上（の經文）の月をうけて當然である。日の場合は、そうはゆかない。「いちいち書かなければならない」。奔には例として時をいう。一つの月に二つの事件があった場合、月は上（の事件のところ）におかれる。「十」に「有二」といつているのは、十に加えて、二であって、十のうち二ではない、ということを示したのである。

〔傳注の「當案」の「當」は、校勘記に従って、「常」に改める。ただし、

「常案」の意味がよくわからない。常識的に考えるの意か「?」、あるいは、「常」は「嘗」に通じて、こころみに考えるの意か「?」。注の「下復」の「下」は、抜勘記に従って、「十」に改める。

經公子益師卒

團何以不日

㊦ 臧孫辰には日を書いているから。

㊧ 文公十年に「春王三月辛卯、臧孫辰卒」とある。

團遠也

㊨ 孔子が見ていないことである。

團所見異辭 所聞異辭 所傳聞異辭

㊩ 「所見」とは、昭・定・哀、(つまり)自分と父との時の事をいう。

「所聞」とは、文・宣・成・襄、(つまり)王父の時の事をいう。「所傳聞」とは、隱・桓・莊・閔・僖、(つまり)高祖・曾祖の時の事をいう。「異辭」とは、恩に厚い薄いがあり、義に深い浅いがあることを示すのである。當時、恩が衰え、義が缺けていたため、(孔子は)人倫「君臣の次序」を正し、人類「父子の間」を定め、それに因んで、亂を治める法を制作しようとした。そこで、所見の世に於いては、恩が、自分と父との臣に對するものであるため、最も深いから、大夫の卒は、有罪でも無罪でも、いづれもみな、日を書いて詳録する。(定公五年に)「(六月)丙申、季孫隱如卒」とあるのが、その例である。所聞の世に於いては、王父の臣であるため、恩が少し減るから、大夫の卒は、

無罪なら日を書いて詳録し、有罪なら日をいわずに畧記する。(宣公五年に)「叔孫得臣卒」とあるのが、その例である。所傳聞の世に於いては、高祖・曾祖の臣であるため、恩が浅いから、大夫の卒は、有罪でも無罪でも、いづれもみな、日をいわずに畧記する。(ここに)「公子益師卒」とあり、(八年に)「(冬十有二月)無駭卒」とあるのが、その例である。所傳聞の世に於いては、治が衰亂の中から起こることをあらわし、心の用い方が未だ粗雑である。だから、その國「魯」を内にして諸夏を外にする。まず内に心をくばり、その後で外を治める。大(國)を詳録し、小(國)を畧記する。内の小惡は書き、外の小惡は書かない。大國は大夫があり、小國は畧して「人」を稱する。内の離會「二國の會」は書き、外の離會は書かない。所聞の世に於いては、治が升平であることをあらわす。諸夏を内にして夷狄を外にする。外の離會も書き、小國にも大夫がある。宣公十一年に「秋晉侯會狄于欒」があり、襄公二十三年に「(夏)邾婁鼻我來奔」とあるのが、その例である。所見の世になると、治が大平であることをあらわす。夷狄が進んで爵をもつようになり、天下の遠國も近國も、小國も大國も、すべて差別がなくなる。心の用い方が最も深く詳細であるから、仁義を崇んで二名「二文字の名」を譏る。晉の魏曼多、「哀公七年・十三年」・仲孫何忌、「定公六年」がその例である。三世であるのは、禮で、父母のためには三年の、祖父母のためには一年の、曾祖父母のためには齊衰三箇月の、喪に服する、からである。「愛(の道)を立てるには親「父」から始める」「禮記」祭義篇」から、《春秋》

は、哀（公）を基準にして、隱（公）までを記録する。（つまり）「上」にむかって祖禰を治める」「『禮記』大傳篇」のである。二百四十二年であるのは、十二公にのつとったからであり、（そうすれば）天の數が備わって、治の法式をあらわすことが出来る、からである。また、周道が惠・隱の際にくずれ始めたことにも因っている。そもそも大夫の卒を書いたのは、君がこれをいたむべきことを明らかにしたのである。君が臣を敬すれば、臣は自らを重んじ、君が臣を愛すれば、臣は自らを盡す。「公子」は氏であり、「益師」は名である。「諸侯の子を『公子』と稱し、公子の子を『公孫』と稱する」「『儀禮』喪服傳」。附所謂「三世異辭說」については、拙稿「公羊三世說の成立過程」「『日本中國學會報』第三十二集」及び「何休三世異辭說試論」「『東方學』第六十一輯」を参照。

〔隱公二年〕

經二年春公會戎于潛

⑤一般に、「會」を書くのは、内の務めをほおっておいて外とのよしみに頼ったことを悪んでである。昔、諸侯は、朝する時でなければ、竟を除えることは出来なかつた。所傳聞の世において、外の離會は書かず、内の離會を書くのは、『春秋』は、魯を王とし、まず自分をよく正し、「自分に對してはきびしく責め、人に對しては寛大にする」「『論語』衛靈公篇」べきである、ということを明らかにするから、外を畧すのである。王者は夷狄を治めない。（それなのに、ここで）「戎」

を記録しているのは、来る者は拒まず、去る者は追わない、からである。「東方を『夷』といい、南方を『蠻』といい、西方を『戎』といい、北方を『狄』という」「『禮記』王制篇」。「朝」「聘」「會」「盟」には、例として、いづれもみな、時をいう。

附『春秋繁露』僉序篇に「春秋詳己而畧人」とあるのを参照。また、『孟子』盡心下篇に「往者不追 來者不拒」とあり、『荀子』法行篇に「欲來者不距 欲去者不止」とあるのを参照。

經夏五月莒人入向

團入者何 得而不居也

⑥「入」とは、兵をひきいて入ったのである。その國を得たのち、（そこに）居すわらなかつたから、このように言うのである。一般に、兵事を書くのは、正道に合致していないからである。外も内も、深いも浅いも、いづれもみな擧げるのは、それによって、兵が衆を害することを重んじるのである。兵が動けば、怨みが生じ、禍いが起こって、互いに報復し合い、死骸や流血がやむ時がない。諸侯が勝手に兵を興こしたことを大惡としないのは、保伍・連帥にはもともと兵を用いて征伐する資格がある、からであって、魯が杞に入ったことを諱まない。「僖公二十七年」のが、その例である。「入」には、例として時をいう。傷害が多い場合は、（特別に）月をいう。

附『孟子』盡心下篇に「春秋無義戰」とあり、『春秋繁露』竹林篇に「是故戰攻侵伐 雖數百起 必一二書 傷其害所重也」とあるのを參

照。

なお、四部叢刊本に従って、注の「禍」の下に、「構」を補う。

團無駭帥師入極

團無駭者何 展無駭也

何以不氏

㊦ (僖公二十七年には)「公子遂帥師入杞」とあって、「公子」を氏と
している、から。

團貶

㊦ 「貶」は、損と同じである。

團曷爲貶

㊦ 公子遂も同じく兵を用いて杞に入ったのに、貶していない、から。

團疾始滅也

㊦ 下(の八年の傳)に「死ぬまで氏をいわない」とあることから、貶する
のは、始めて滅したことをにくむためであって、ただ単に(ここ
の)入が(實は)滅であることを示すためではない、ということがわ
かる。

團始滅昉於此乎

㊦ 「昉」は、適であり、齊人の語である。(哀公十四年の)傳で「亂世
を治める」と言っているから。

昉注の「適」は、あたる、まさに、の意味なのか、あるいは、はじまる
の意味なのか、はっきりしない。なお、俞樾『平議』は、按勘記によ

って、傳の「昉」を「放」に改め、放は極の意味である、としている。

團前此矣

㊦ 「ここより前」とは、《春秋》の前であって、宋が鄆を滅したことな
どをいう。

昉桓公二年「夏四月取鄆大鼎于宋」の傳及び注を参照。

團前此則曷爲始乎此

託始焉爾

㊦ 「焉爾」は、於是と同じである。

昉『義疏』は、注の「焉爾」の「爾」は衍文ではないかと疑っている。

ただし、すぐ下の九月にも全く同じ注がみえる。

團曷爲託始焉爾

㊦ 「戦」「伐」には、(傳で)「託始」と言っていない、から。

團春秋之始也

㊦ 《春秋》は、王者の始めに假託して、誅すべきものを示すのである。
「始めて滅したことをにくむ」と言っているのは、以後にあらわれる
諸語の「滅」については、もはや貶せず、いづれもみなここに倣う、
ということであって、文を省くため(の手立て)である。

昉『春秋繁露』王道篇に「誅犯始者 省刑絶惡疾始也」とあるのを参

照。

團此滅也 其言入何

㊦ (莊公十年には)「齊師滅譚」とあって、「入」とは言っていない、
から。

團内大惡諱也

㊦魯の臣子は君父のために諱むべきである、ということ明らかにしたのである。「滅」には、例として月をいう。（ここで）もう一度月を書かないのは、上と同月だからである。普通に考えてみると「？」、下（の經文）は例として上（の經文）の月をうけて當然である。日の場合は、そうはゆかない〔いちいち書かなければならない〕。
 ㊦注の「常案」は、意味がよくわからない。元年の冬十有二月のところの㊦を参照。

經秋八月庚辰公及戎盟于唐

㊦この後、互いに侵犯し合わなかったのに、日をいっている〔不信の辭をなしている〕のは、後に（戎が）隱に背いて桓と仲よくし、自分からもどってきて唐の盟をなした〔桓公二年〕、ためである。

經九月紀履緌來逆女

團紀履緌者何 紀大夫也

㊦女を迎えるのに「使」を稱していないことから、大夫であることがわかる。

團何以不稱使

㊦（成公八年には）「宋公使、公孫壽來納幣」とあって、「使」を稱している、から。

團婚禮不稱主人

㊦廉潔を養い、恥辱を遠ざける、ためである。

㊦『白虎通』嫁娶篇に「男不自專娶 女不自專嫁 必由父母須媒妁何

遠、恥、防淫泆也」とあり、『儀禮』士昏禮「昏禮 下達」の注に「昏必由媒 交接設紹介 皆所以養廉、恥」とあるのを参照。

團然則曷稱 稱諸父兄師友 宋公使公孫壽來納幣 則其稱主人何 辭窮也 辭窮者何 無母也

㊦禮では、母がいれば、母が諸父兄・師友に命じ、諸父兄・師友を稱して行かせる。宋公は、母がいなかったため、命じる者がおらず、表現に窮したから、自分で命じたのである。自分で命じれば、「使」を稱さざるを得ない。

㊦『儀禮』士昏禮記に「宗子無父 母命之 親皆沒 己躬命之」とある

のを参照。

團然則紀有母乎 曰有

㊦「使」を稱していないことから、母がいたことがわかる。

團有則何以不稱母

㊦主人ではないから。なぜ、母を稱して使文を通用させないのか。

㊦「使文」とは、「使」を用いた文、あるいは、もう少し廣く、使役をあらわす文、をいう。僖公十四年の夏六月の注に「使者臣爲君銜命文也」とあるのを参照。なお、何注には「く文」が多くみられる。いつもれもみな、經の表現をいう。

なお、注の「据」は、全體にかけて讀むべきかもしれない。

團母不通也

㊦禮では、婦人に外事はない〔外交をしてはならない〕。ただ、諸父兄・

師友に命じ、諸父兄・師友を稱して行かせることが出来る、だけである。(つまり)母の命令は(四方に)通じ得ないから、母を稱して使文を通用させることが出来ないのである。わけへだてするため(の手立て)である。

團外逆女不書 此何以書

㊦(成公九年には)「伯姬歸于宋」とだけあって、迎えた人のことを書いていない、から。

團譏

㊦「譏」は、譴と同じである。

團何譏爾 譏始不親迎也

㊦禮で必ず親迎する「自分で迎える」のは、男は女に先んじる、ということを示すためである。廟でするのは、本「先祖」に報告するのである。夏后氏は庭で迎え、殷人は堂で迎え、周人は戸で迎えた。

㊦注の前半については、『禮記』昏義篇に「父親醮子而命之迎 男先於女也」とあり、『白虎通』嫁娶篇に「遣女於禰廟者 重先人之遺體不敢自尊 故告禰也」とあるのを参照。

後半については、徐疏に引く『尚書大傳』に「夏后氏逆於廟庭 殷人逆於堂 周人逆於戸」とあるのを参照。なお、『春秋繁露』三代改制質文篇も参照。

團始不親迎於此乎 前此矣

㊦惠公が夫人たち(の序列)を正さなかったことからして、(ここより)前がないなどと疑う餘地はない、から。

團前此則曷爲始乎此

託始焉爾

㊦「焉爾」は、於是と同じである。

團曷爲託始焉爾

㊦「納幣」には、(傳で)「託始」と言っていない、から。

團春秋之始也

㊦《春秋》は夫婦の始めを正すのである。夫婦が正しければ、父子が親しみ、父子が親しめば、君臣が和し、君臣が和すれば、天下が治まる。だから、夫婦は、人道の始であり、王教の端である。内「魯」が女を迎えたことは常に書き、外が女を迎えたことは、ただ始めをにくむだけで、常には書かない、のは、(《春秋》は)まず自分を正し、「自分に對してはきびしく責め、人に對しては寛大にする」『論語』衛靈公篇」べきである、ということを示すから、外を畧すのである。

團女曷爲或稱女或稱婦或稱夫人

女在其國稱女

㊦未だ父母(のもと)を離れていない、という表現である。(ここに)「紀履緌來逆女」とあるのが、その例である。

團在塗稱婦

㊦途中で夫にあり、(つまり)服従する、という表現である。(莊公十九年に)「公子結媵陳人之婦(于野)」とあるのが、その例である。

團入國稱夫人

㊦國に入れば、尊尊の義が生ずる、(つまり)臣子がいる、という表現

である。（莊公二十四年に）「夫人姜氏入」とあるのが、その例である。紀には大夫が無いはずなのに、（ここで）「紀履緌」と書いているのは、婚禮を重んじてである。（九月と）月をいつているのは、親迎しなかった場合は例として月をいう、からであり、重んじて詳録したのである。親迎した場合は、例として時をいう。

經多十月伯姬歸于紀

團伯姬者何 内女也

㊦「伯姬」が、どこの國にも繋がっていないから。「公子」と稱さないのは、婦人は外で一人前になる「必ず嫁ぐ」ため、父母にだけ繋がっているわけにゆかない、からである。

例『白虎通』嫁娶篇に「嫁者家也 婦人外成 以出適人爲家」とあるのを参照。

團其言歸何

㊦父母の國を去るのに。

團婦人謂嫁曰歸

㊦婦人は、生まれると父母を家とし、嫁ぐと夫を家とするから、嫁ぐことを「歸」というのである。（ここの傳文は）二種類の「歸」「嫁ぐ」と離縁されること」があることを明らかにしたのである。（この記事を）書いたのは、父母の立場から恩録したのである。禮では、男が娶ろうとする場合、（その家は）三日の間、音楽を奏しない。親を嗣ぐことを思うからである。女が嫁ごうとする場合、（その家は）三

夜の間、燭をたやさない。離れることを思うからである。内女「魯の公女」がとづくには、例として月をいう。恩録するのである。

例注の「明有二歸之道」については、莊公二十七年の傳に「大歸曰來歸」とあり、その注に「大歸者 廢棄來歸也」とあるのを参照。

注の「禮云云」については、『禮記』曾子問篇に「嫁女之家 三夜不息燭 思相離也 取婦之家 三日不舉樂 思嗣親也」とあるのを参照。なお、『韓詩外傳』卷第二十三章及び『白虎通』嫁娶篇にも同様の文がみえる。

經紀子伯莒子盟于密

團紀子伯者何 無聞焉爾

㊦「無聞」と言っているのは、以下のようなわけである。——《春秋》には周を改め（新たに）受命するという制度があるため、孔子は時難を畏れ迫害を遠ざけようとした。また、秦が詩書を燔くであろうことを豫知していた。（そこで）その説は口授されて次々に傳わり、漢になって、公羊氏及び弟子の胡毋生たちが、始めて竹帛に記した。そのため、わからなくなったところがある。——以上のようなわけである。例何休序の疏に引く戴宏『解疑論』序に「子夏傳與公羊高 高傳與其子平 平傳與其子地 地傳與其子敢 敢傳與其子壽 至漢景帝時 壽乃共弟子齊人胡毋子都著於竹帛」とあるのを参照。また、『漢書』藝文志に「有所褒諱貶損 不可書見 口授弟子（中畧）春秋所貶損大人 當世君臣有威權勢力 其事實皆形於傳 是以隱其書而不宣 所以免時

難也」とあるのを参照。なお、所謂「口授」説については、拙稿「春秋學に於ける『孔子説經』説話について」(『東方學』第六十五輯)を参照。

經十有二月乙卯夫人子氏薨

團夫人子氏者何 隱公之母也

④「葬」を書いていないから。

團何以不書葬

⑤姒氏には「葬」を書いているから。

傳定公十五年(九月)辛巳葬定姒」とある。なお、その上に「秋七月壬申姒氏卒」とあり、傳に「姒氏者何 哀公之母也 何以不稱夫人 哀未君也」とあるのも参照。

團成公意也

何成乎公之意

⑥すでに「即位」をとり去っているから。

傳元年の傳に「公何以不言即位 成公意也」とある。

團子將不終爲君 故母亦不終爲夫人也

⑦この時、隱公は自分の母をおとしめ、夫人としての禮で葬らずに、妾としての禮で葬り、それによって桓(公)の母にへり下った。最後まで君たらんとする意志がなく、きわめて適切な措置であったので、ほめて、「葬」を書かないのである。隱公の意志を明らかにし、その賢行を成就させるため(の手立て)である。「子」は姓である。夫人は

姓を號(「夫人」)に配する。義は、仲子の場合と同じである。「薨」を書いたのは、隱公のために恩録し、痛んだのである。日をいっているのは、恩録したのである。公と夫人と、いずれも同例である。傳注の「義與仲子同」については、元年の秋七月の傳に「仲子者何 桓之母也」とあり、その注に「仲字 子姓 婦人以姓配字 不忘本也 因示不適用姓」とある。

團鄭人伐衛

⑧(この記事を)書いたわけは、「向に入った」場合と同じである。「侵」「伐」「圍」「入」には、例として、いずれもみな時をいう。傳上に「夏五月莒人入向」とあり、その注に「凡書兵者 正不得也 外内深淺皆舉之者 因重兵害衆」とある。

〔隱公三年〕

經三年春王二月

⑨「二月」「三月」に「王」があるのは、二月は殷の正月であり、三月は夏の正月だからである。王者は二王の後を存續させ、(彼らに)その正朔をおさめ、その服色を服し、その禮樂を行わせる。先聖を尊び三統を通じさせるため(の手立て)である。師法の義、恭讓の禮を、ここに観ることが出来る。

傳『春秋繁露』三代改制質文篇に「下存二王之後、以大國使服其服、行其禮、樂稱客而朝 故同時稱帝者五 稱王者三 所以昭五端通三統也」と

禮、樂稱客而朝 故同時稱帝者五 稱王者三 所以昭五端通三統也」と

あるのを参照。なお、『禮記』郊特牲篇の疏に引く『異義』公羊說、及び『白虎通』三正篇にも、同旨の文がみえる。

經己巳日有食之

團何以書

㊤（傳で）「何以書」と言っている諸例は、主書「そもそも、その記事を書いた理由」をたずねているのである。

團記異也

㊤「異」とは、通常でない怪しいことであって、事に先んじてやって来るものである。この後、衛の州吁がその君の完を弑し「四年」、諸侯が始めて僭し「五年」、魯の隱公が獲えられ「六年」、公子翬が（隱公に）諂謀を進めた。

㊤『白虎通』災變篇に引く『春秋潛潭巴』に「異之言 怪也 先發感動之也」とあるのを参照。なお、公子翬が諂謀を進めたことは、四年の傳にみえるが、いつのことかは、はっきりしない。

團日食 則曷爲或日或不日 或言朔或不言朔

曰某月某日朔日有食之者 食正朔也

㊤桓公三年に「秋七月壬辰朔日有食之（既）」とあるのが、その例である。これは、君の行いが、外面は威厳があり、内面は虚心である、この象である。だから、日・月の運行に遅い疾いがなく、食が正朔

「朔日」をはずさないのである。
㊤注から推して、何休は、傳の「食正朔」を、正朔に食すと読んでい

疑問を感じる。むしろ、王引之『經義述聞』にしたがって、食が朔にあたりと讀むべきではなからうか。

團其或日或不日 或失之前或失之後

失之前者 朔在前也

㊤二日の食をいう。（ここに）「己巳日有食之」とあるのが、その例である。これは、君の行いが、暴急で、臣下に畏れられる、この象である。だから、日の運行が疾く、月の運行が遅く、（そのため）朔を過ぎてからようやく食し、正朔「朔日」を前にはずすのである。

㊤『漢書』五行志下之下に「隱公三年二月己巳日有食之（中畧）公羊傳

曰 食二日」とあるのを参照。

團失之後者 朔在後也

㊤晦日の食をいう。莊公十八年に「三月日有食之」とあるのが、その例である。これは、君の行いが、懦弱で、（臣下に）陵がれる、この象である。だから、日の運行が遅く、月の運行が疾く、（そのため）朔にならないうちに食し、正朔「朔日」を後にはずすのである。「月食之」と言わないのは、その形を見ることが出来ないからである。だから、躊躇したい方で「有食之」と言うのである。孔子が言っている「多くのことを聞いた上で、疑わしいものはとり除き、その残りの（確かな）ものだけを慎重に言っていれば、人からとがめ立てされることは少ない」『論語』爲政篇と。（ここに）「天下のために異（變）を記録する」という傳文（cf. 僖公十四年・成公五年）がないのは、内「魯」を王とするにとりなって記録した、ということが自明だから

らである。

㊦『漢書』五行志下之下に「嚴公十八年三月日有食之（中畧）公羊傳曰食晦」とあるのを参照。また、穀梁傳文に「其不言食之者何也 知其不可知 知也」とあるのを参照。

なお、按勘記に従って、注の「月食」の下に「之」字を補う「之」とは日をさす」。また、「故疑言日有食之」の「日」は、「日」に改める。また、「録内」は、「内録」に改める。

㊧三月庚戌天王崩

㊨平王である。

㊩何以不書葬

㊪（莊公三年には）「葬桓王」と書いているから。

㊫天子記崩不記葬

必其時也

㊬（天子は）至尊で、屈するものがない。

㊭『白虎通』喪服篇に「諸侯有親喪 聞天子崩 奔喪者何 屈己親親 猶尊尊之義也」とあるのを参照。

㊮諸侯記卒記葬

有天子存

㊯「存」は、在である。

㊰不得必其時也

㊱もし、王后「天子」の崩御があれば、鞆「柩車の引索」をふみこえて

奔喪しなければならないため、必ずしも期日どおりには葬れない。だから、恩録するのである。

㊲注の「王后」については、徐疏は「王の后「ささき」と解し、『義疏』は「王と后」と解しているが、「君王「天子」と解するべきであらう。

注の「越鞆」については、『禮記』王制篇の疏に引く『異義』公羊説に「天王喪 赴者至 諸侯哭 雖有父母之喪 越鞆而行事 葬畢乃還」とあるのを参照。

㊳曷爲或言崩或言薨

天子曰崩

㊴大きく「or大きなものが」こわれる、という表現である。

㊵諸侯曰薨

㊶小さく「or小さなものが」こわれる、という表現である。

㊷大夫曰卒

㊸「卒」は、終と同じである。

㊹士曰不祿

㊺「不祿」は、無祿である。いづれもみな、尊卑を區別するため（の手立て）である。「葬」について區別しないのは、恩が減る「死後、時間」がたっている「こと」にもなつて畧すのである。「崩」を書くのは、天下のために王者を恩痛してである。諸侯の「卒」「葬」を記録するのは、王者もまたこれに恩禮を加えるべきであるから、（諸侯の）ために恩録するのである。

〔附注の「不録、無録也」の「録」は、按勘記に従って、いづれも「祿」に改める。〕

經夏四月辛卯尹氏卒

團尹氏者何 天子之大夫也

④（昭公二十三年に）「尹氏立王子朝」とあるから。

團其稱尹氏何

④（桓公四年には）「宰渠（伯糾）」とあって官を氏とし、（定公四年

には）「劉卷卒」とあって名をいっている、から。

團貶

曷爲貶

④ともに「卒」（の記事）であるから。

〔附徐疏に「据劉卷言之」とあるのを参照。〕

團譏世卿

④「世卿」とは、父が死に子が（そのまま）継ぐことである。名をとり

去って氏（だけ）をいっているのは、世襲していたことを示したのである。「尹氏を世々にした」と言うようなものである。

〔附注の「貶去名者氏者」の上の「者」は、四部叢刊本に従って、「言」に改める。〕

團世卿非禮也

④禮では、公・卿・大夫・士は、いづれもみな、賢者を選んで用いる。

卿・大夫は、任務が重大であって、世襲してはならない。政治を擔當

する期間が長く、恩徳が廣大であるので、小人がこの地位にいと、必ず君の威權を奪うことになる、からである。その證據に、尹氏は世襲して王子朝を立て〔昭公二十三年〕、齊の崔氏は世襲してその君の光を弑している〔襄公二十五年〕。君子は、事の結末〔襄公二十五年及び昭公二十三年〕をにくむから、その本〔ここ及び宣公十年〕を正しておくのである。「卒」に於いて譏りを示しているのは、（過ちに於いてと）同じく、わづかの間も理由なく驅逐してはいけない、からであって、必ず、過ちや「卒」に因んで絶つのである。明君は功勞をよく調べて報償を授けるから、衆人がほめても、功勞のない者を進めることは出来ない。罪惡をよく調べて誅罰を行うから、衆人がそしても、罪惡のない者を退けることは出来ない。

〔附注の前半については、『詩』文王の疏に引く『異義』公羊穀梁説に

「卿大夫世 則權并一姓 妨害賢路 專政犯君」とあり、『白虎通』

封公侯篇に「大夫不世位何 股肱之臣 任事者也 爲其專權擅勢傾覆

國家（中畧）故不世位」とあるのを参照。また、『春秋繁露』十指篇

に「因其所以至者而治之 一指也」とあるのを参照。なお、宣公十年

に「齊崔氏出奔衛」とあり、ここと同じ傳文がみえる。

注の後半については、『論語』衛靈公篇に「衆惡之必察焉 衆好之必

察焉」とあり、『說苑』君道篇に「君好聽譽而不惡讒也 以非賢爲賢

以非善爲善 以非忠爲忠 以非信爲信 其君以譽爲功 以毀爲罪

有功者不賞 有罪者不罰 多黨者進 少黨者退 是以羣臣比周而蔽賢

百吏羣黨而多姦 忠臣以誅死於無罪 邪臣以譽賞於無功 其國不免

於危亡」とあるのを参照。

なお、注の「遇卒」の「遇」は、徐疏に従って、「過」に改める[「過」とは、宣公十年を指す]。

團外大夫不卒 此何以卒

⑤原仲には「卒」をいっていないから。

⑥莊公二十七年には「秋公子友如陳葬原仲」とだけある。

團天王崩 諸侯之主也

⑦この時、天王が崩じ、魯の隱公は往って奔喪した。(その際)尹氏は、主人役として諸侯を先導し、隱公と接した後、卒した。恩を王者[魯]に施せば、禮を加えて記録すべきであるから、隱公のために恩録し、痛んだのである。日をいっているのは、恩録したのであり、恩禮があるべきことを明らかにしたのである。

⑧秋武氏子來求賻

團武氏子者何 天子之大夫也

其稱武氏子何

⑨(桓公四年には)「宰渠(伯糾)」とあって官を氏とし、(桓公五年には)「仍叔(之子)」とあって氏を稱さず、(すぐ上には)「尹氏」とあって「子」を稱していない、から。

團譏 何譏爾 父卒子未命也

⑩當時(一般的風潮として)大夫(の位)を世襲していたけれども、孝子の氣持ちからすれば、すぐに父の位に當たるに忍びないから、昔に

順って、まず一年間ためし、その後で、宗廟で命をうけていた。(と

ころが)武氏(の)子は、父が死んだばかりで、未だ命をうけていないのに、すぐに大夫になり、父子の恩に薄かった。だから、氏を稱して「子」と言い、命をうけていないことを示して譏ったのである。

團何以不稱使

⑪南季には「使」を稱しているから。

⑫九年に「春天王使南季來聘」とある。

團當喪未君也

⑬「當喪」とは、天子について言っているのである。「未君」とは、未だ三年たっていないということである。未だ君の位に居て「使」を稱してはならないから、その義を正したのである。毛伯の場合[「文公九年」と同じである。

團武氏子來求賻 何以書

⑭ただ單に「何以書」とだけ言わないのは、主として上で説かれている二つの事についてかきねてたずねているのであって、賻を求めたことについてたずねているのではない、かにまぎらわしい、からである。

⑮注の三つの「以」のうち、下の二つは、定公二年の徐疏に従って、衍文とみなす。

團譏 何譏爾

喪事無求 求賻非禮也

⑯(この記事は)主として、賻を求めたから書いたのである。禮は本來、財のある者のために制定されたものである。有れば送り、無ければ深

く哀しむまでで、求めてはならない。求めれば、孝子の心を傷つけるおそれがある。

傳注の「皇」は、惶「おそれる」に通じる。

團蓋通于下

⑤このように言うのは、天子は財が多いから求めてはならず、下の者は財が少ないから求めてもよい、かにまぎらわしいから、誰でも求めてはならないことを明らかにしたのである。

經八月庚辰宋公和卒

⑥「薨」と言わないのは、《春秋》は魯を王とするため、（魯侯の）死に對して王としての表現があるはずであるが、聖人の言葉づかいはひかえめであつて、「崩」とは言えないから、（かわりに）外を貶して「卒」と言ったのである。内「魯」を尊ぶため（の手立て）である。

宋が「公」を稱するのは、殷の後裔だからである。王者は二王の後裔を封じる。（その）地は百里四方であり、爵は「公」を稱する。（王者は）客としてこれを待遇し、臣とはしない。『詩』に「客がみえて再宿され、客がみえて四宿されている」「周頌有客」とある。

傳注の前半については、『禮記』雜記上篇の疏に引く『異義』今春秋公

羊說に「諸侯曰薨 計於鄰國亦當稱薨 經書諸侯言卒者 春秋之文王魯 故稱卒以下魯」とあるのを参照。

注の後半については、五年の傳文に「王者之後稱公」とあるのを参照。

また、『春秋繁露』三代改制質文篇に「存湯之後于宋 以方百里 爵

號公 皆使服其服行其禮樂 稱先王客而朝」とあり、『白虎通』王者不臣篇に「不臣、二王之後者 尊先王通天下之三統也 詩云 有客有客 亦白其馬 謂微子朝周也」とあるのを参照。

經多十有二月齊侯鄭伯盟于石門

經癸未葬宋繆公

團葬者曷爲或日或不日

不及時而日 渴葬也

⑦「不及時」とは、（死後）五箇月たっていないということである。禮では、天子は（死後）七箇月で葬り、同軌（の諸侯）が全員やってくる。諸侯は五箇月で葬り、同盟（の諸侯）がやってくる。大夫は三箇月で葬り、同位（の大夫）がやってくる。士は翌月に葬り、外姻がやってくる。孔子がいつている「北方において、北まくらで葬るのは、三代を通じての禮である。幽界に行くからである」「『禮記』檀弓下篇」と。「渴」は、急「いそぐ」の意味である。（僖公二十七年に）「（秋八月）乙未葬齊孝公」とあるのが、その例である。

傳注の「禮天子七月云云」については、『說苑』修文篇・『白虎通』崩薨篇・隱公元年左氏傳文等に、同旨の文がみえる。

注の最後については、僖公二十七年に「夏六月庚寅齊侯昭卒」とあるのを参照。

團不及時而不日 慢葬也

⑧いいかげんにして、禮どおりに葬れなかったのである。（八年に）「八

月葬蔡宣公」とあるのが、その例である。

㊦八年に「夏六月己亥蔡侯考父卒」とあるのを参照。

なお、注の「慢葬」の「葬」は、徐疏に従って、「薄」に改める。

㊧團過時而不日 隱之也

㊨「隱」は、痛〔いたむ〕である。賢君が期日どおりに葬られなかったことを痛むのである。(僖公十八年に)「(秋八月)丁亥葬齊桓公」とあるのが、その例である。

㊩僖公十七年に「冬十有二月乙亥齊侯小白卒」とあるのを参照。

㊪團過時而不日 謂之不能葬也

㊫ぐずぐずして、期日どおりに葬れなかったのである。(五年に)「夏四月葬衛桓公」とあるのが、その例である。

㊬四年の二月に「戊申衛州吁弑其君完」とあるのを参照。

㊭團當時而不日 正也

㊮(定公四年に)「六月葬陳惠公」とあるのが、その例である。

㊯定公四年に「春王二月癸巳陳侯吳卒」とあるのを参照。

㊰團當時而不日 危不得葬也 此當時 何危爾
宣公謂繆公曰 以吾愛與夷則不若愛女 以爲社稷宗廟主則與夷不若女

蓋終爲君矣

㊱「與夷」は宣公の子であり、「繆公」は宣公の弟である。

㊲團宣公死 繆公立 繆公逐其二子莊公馮與左師勃

㊳「左師」は官であり、「勃」は名である。

㊴團曰 爾爲吾子 生母相見 死母相哭

㊵遠ざけ絶縁するためである。

㊶團與夷復曰

㊷「復」は、報〔もうす〕である。

㊸團先君之所爲不與臣國而納國乎君者 以君可以爲社稷宗廟主也 今君逐

君之二子而將致國乎與夷 此非先君之意也 且使子而可逐 則先君其

逐臣矣

繆公曰 先君之不爾逐可知矣

㊹「爾」は、女〔なんじ〕である。「可知」とは、(先君が)私に國を返させようとしていた、ということ(について)である。

㊺團吾立乎此攝也

㊻しばらくの間、君事を假に務めているのであって、(君位を)自分の子に繼がせるわけにはゆかない。謙辭である。

㊼團終致國乎與夷 莊公馮弑與夷

㊽馮と督とがいっしょに殤公〔與夷〕を弑したことは、桓公二年にみえる。その事をここで危ぶんでいるのは、死んでから國を返したため、

(それを受けた者が)至賢の君でなければ、争いを免がれない、からである。

㊾團桓公二年に「春王正月戊申宋督弑其君與夷及其大夫孔父」とある。な

お、『春秋繁露』玉英篇に「經曰宋督弑其君與夷 傳言莊公馮殺之

不可及於經何也 曰 非不可及於經 其及之端眇 不足以類鉤之 故

難知也」とあるのを参照。

㊿團故君子大居正

㊦「法を脩め正を守る」ということが最計「人物評定？」の際の要點である、ということも明らかにしたのである。

團宋之禍 宣公爲之也

㊧死んでから讓るのは、争いの端を開くことである、ということも言っているのである。繆公もまた死んでから讓ったのに、評價されているのは、正にもどしたからである。外の小惡は（普通）書かない。（それなのに）渴「急いで葬った場合」・隱「いたむ場合」などを記録するのは、諸侯が卒すれば、王者は恩意を加えてその國を憂えるべきである、ということも明らかにするのである。死を哀しみ患を閔むため（の手立て）である。

㊨桓公二年の注に「不舉馮弒爲重者 繆公廢子而反國得正 故爲之諱也」とあるのを参照。

〔隱公四年〕

經四年春王二月莒人伐杞取牟婁

團牟婁者何 杞之邑也

㊩「取牟婁」の上に「伐杞」とあるから。

團外取邑不書 此何以書

㊪（成公十八年には）「（夏）楚子（鄭伯）伐宋」とだけあって、「取彭城」とは書いていない、から。

㊫襄公元年の傳文に「魚石走之楚 楚爲之伐宋 取彭城以封魚石」とあるのを参照。

團疾始取邑也

㊬外の小惡は（普通）書かない。（それなのに、ここで）外によって始めにくむことを示しているのは、邑を取って自分の領土を広げることとは、利を食ふことに比べて重大であるから、まずこれを治める、ということも明らかにしたのである。内「魯」が邑を取ったことは常に書き、外は、ただ始めをにくむだけで、常には書かない、のは、上の「逆女」の場合「二年」と同義である。傳で「託始」と言わないのは、ここより前に滅した事件があることからして（ここより前に）邑を取った事件がないなどと疑う餘地はないため、始めを假託すべきことが明らかであるから、省畧したのである。邑を取るには、例として時をいう。

㊭注の「前此有滅」については、二年の傳文に「始滅昉於此乎 前此矣」とあるのを参照。

經戊申衛州吁弒其君完

團曷爲以國氏

㊮（文公十四年には）「齊公子商人弒其君舍」とあって、「公子」を氏としている、から。

團當國也

㊯段の場合「元年」と同義である。日をいっているのは、外が赴告してきたという表現、（つまり）賊がでたと知らせてきた場合の例、に従ったのである。

㊦八年の傳文に「卒何日以而葬不日 卒赴而葬不告」とあるのを参照。

經夏公及宋公遇于清

團遇者何 不期也 一君出 一君要之也

㊦昔は遇禮があった。天子に朝するためであり、(天子に)朝し、朝がおわった後、みちでだしぬけに出遇った、かのようにしたのである。

(その際)近い者が主となり、遠い者が賓となり、互いに先君を稱して接した。禮讓を崇び慢易を絶つため(の手立て)である。《春秋》

當時、出入に節度がなく、禍亂や悪事が思いがけない時におこることが多く、理由もなくだしぬけに待ちうけたりし、小人が異心を抱こうとしていた。だから、重んじて書いたのである。禍いのみなものを防ぐため(の手立て)である。「及」と言っているのは、公が待ちうけたことを示したのであり、通常の遇ではないことを明らかにしたのである。地をいっているのは、重んじて記録したのである。「遇」には、例として時をいう。

㊦注の「及」については、元年の傳文に「及猶汲汲也(中畧)及 我欲之」とあるのを参照。

經宋公陳侯蔡人衛人伐鄭

經秋鞏帥師會宋公陳侯蔡人衛人伐鄭

團鞏者何 公子鞏也

㊦桓(公の篇)に入って「公子」を稱しているから。

㊦桓公三年に「公子鞏如齊逆女」とある。

團何以不稱公子 貶

曷爲貶

㊦(襄公十六年には)「叔老會鄭伯(晉荀偃衛甯殖宋人)伐許」とあって、貶していない、から。

團與弑公也

㊦「弑」は、殺である。臣が君を殺したという表現である。「隱(公)の篇を終えるまで貶する」「十年傳文」ことから、(隱)公を弑するのに關與したことがわかる。

㊦注の「臣弑君」の「弑」は、「殺」に改める。

團其與弑公奈何

公子鞏諂乎隱公

㊦「諂」は、佞「へつらう」と同じである。

團謂隱公曰 百姓安子 諸侯説子 盍終爲君矣

隱曰 吾否

㊦「否」は、不である。

團吾使脩塗裘 吾將老焉

㊦「塗裘」は、邑の名である。「將老焉」とは、桓(公)を避けてそこに隱居し、生涯を終えるつもりである、ということである。一度南面の君となった者は、二度と臣にはなれないから、このように言ったのである。(傳で)「成公意」というようなことをいわないのは、隱(公)は本来、桓(公)のために國を守っていた(にすぎない)ため、

國邑はすべて桓のものであって、（勝手に）取って自分のために使つてはならない、からである。

傳注の「成公意」については、元年の傳文に「公何以不言即位 成公意也」とあるのを参照。

團公子鞏恐若其言聞乎桓

於是謂桓曰 吾爲子口隱矣

⑤「口」とは、自分の言葉によって相手の言葉をひきだすことである。

團隱曰 吾不反也 桓曰 然則奈何

曰 請作難

⑥「難」は、兵難である。

團弑隱公

⑦（「隱」という）諡は、傳家が（後から）加えたものである。

傳徐疏に「所以至此乃注者 嫌是傳語 故明之」とあるのを参照。

團於鍾巫之祭焉弑隱公也

⑧「鍾」は、地名である。「巫」は、鬼神につかえ、祈禱やお祓いによつて病氣をなおし、福祿を請う者である。男を「覲」といい、女を「巫」という。傳がこのことを言っているのは、これによって、みだりに祭

りをして福祿は得られない、ということを示したのである。

傳『禮記』曲禮下篇に「非其所祭而祭之 名曰淫祀 淫祀無福」とあるのを参照。

經九月衛人殺州吁于濮

團其稱人何

⑨（僖公十年には）「晉殺（其）大夫里克」とあって、ともに君を弑した賊であるのに、「人」を稱していない、から。

團討賊之辭也

⑩「討」は、除である。國中の人人「だれも」が討ってもよい、ということをつららかにしたのである。忠孝の路を廣めるため（の手立て）である。（この記事を）書いたのは、ほめてである。賊を討つには、例として時をいう。ここで月をいっているのは、時間がかかったからである。

傳注の「討者除也」については、『白虎通』誅伐篇に「討者何謂也 討猶除也 欲言臣當掃除弑君之賊也」とあるのを参照。

經十有二月衛人立晉

團晉者何 公子晉也

⑪下（の桓公十二年）に「（丙戌）衛侯晉卒」とあり、また、（ここで）「立」と言っている、から。

傳前半から、先君の子がここで君として立ったことがわかり、後半から、嫡子ではないことがわかる。徐疏を参照。

團立者何 立者不宜立也

⑫諸侯が立った場合には（普通）「立」とは言わず、ここだけ「立」と言っているから、明らかに（「立」は）立ててはいけなかったという表現である。

團其稱人何

㊦ (昭公二十三年には) 「尹、氏立王子朝」とあるから。

團衆立之之辭也

㊦ 晉は衆人の支持を得ており、國中の人人「だれも」が立てたいと望んでいたのである。

㊦ 穀梁傳文に「其稱人以立之何也 得衆也」とあるのを参照。

團然則孰立之 石碯立之

石碯立之 則其稱人何

㊦ (昭公二十三年には) 「尹、氏立王子朝」とあって、「人」を稱していい

ない、から。

團衆之所欲立也

衆雖欲立之 其立之非也

㊦ 一般に、君を立てるのは衆人のためであるから、衆人がみな立てたいと望んでいれば、立ててもよく、悪い點はない、かにまぎらわしい。

だから、「人」を稱させて衆人を示し、「立」と言ったのである。下の者は上の者を廢(置)してはならず、衆人に従って立てるのは篡

(奪)である、ということを示したのである。嗣子が位を失っ

たことを譏らないのは、この時(嗣子は)未だ喪中の主として重い權力を得ていなかった「?」、からである。月をいつているのは、大國

の篡には例として月をいう、からである。小國には時をいう。「立」

「納」「入」はいづれも篡である。「卒」に日をいい、「葬」に月をいうのは、《春秋》を通じての、大國の例である。そもそもこの記事

を書いたのは、位を受けたという點からである。

㊦ 注の前半については、穀梁傳文に「得衆則是賢也 賢則其曰不宜立何

也 春秋之義 諸侯與正而不與賢也」とあるのを参照。また、文公十

四年の傳文に「大夫之義 不得專廢置君也」とあるのを参照。

注の「不刺嗣子失位者」については、徐疏に「刺桓公嗣子失位者 卽

不書晉之立矣」とあるのを参照。なお、その下の「時未當喪典主得權

重也」は、句作りがよくわからない。

注の「卒日葬月 達於春秋 爲大國例」については、桓公十二年

「丙戌衛侯晉卒」とあり、十三年に「三月葬衛宣公」とあるのを参

照。また、八年の傳文に「卒何以日而葬不日 卒赴而葬不告」とある

のを参照。

〔隱公五年〕

經五年春公觀魚于棠

團何以書 譏 何譏爾 遠也

公曷爲遠而觀魚

㊦ (莊公九年に)「(冬)浚洙」とあるから「近くに洙水があるのに」。

團登來之也

㊦ 「登」は、得と讀む。「得來之」とは、齊人の語である。齊人は、求

得のことを、「得來」という。「登來」と表記しているのは、その言

い方が、大聲で、しかも早口であったのを、(そのまま)口授したからである。

〔附注の「登讀言得來」の「來」は、按勘記に従って、衍文とみる。

團 百金之魚 公張之

⑤ 「登來」と言っている意味を解説したのである。「百金」は、百萬と同じである。昔は、金貨の重量は一斤であって、今の一萬錢にあたる。「張」とは、網を張り、谷をふさぐ類をいう。

〔附傳公三年の傳文に「桓公曰 無障谷」とあるのを参照。

團 登來之者何

⑥ 弟子は、未だ、言い方の大小・緩急ということについて理解していなかったもので、また、たずねたのである。

團 美大之辭也

⑦ 大聲で、しかも早口、というのは、（庶民が）たくさん利を得たことを（さも）重大視して喜ぶときの言い方である。實際は魚を網でとつたことを譏るのに、「觀」と言つて、遠くまで行つたことを譏っているのは、公が南面の位を去つて、下下の者と利を争い、匹夫と異ならない、ことを恥じるから、諱んで、遠くまで觀にいったから譏つた、かのようにしたのである。諱んでいる諸例において、そもそもその記事を書いたのは、（たとえば、魚をとつたというような）實際に譏るべき點からである。「觀」には、例として時をいう。行いが賤しいということから、畧すのである。

〔附〕『春秋繁露』玉英篇に「公觀魚于棠 何惡也（中畧）今非直使人也 親自求之 是爲甚惡 譏何故言觀魚 猶言觀社也 皆諱大惡之辭也」とあるのを参照。

團 棠者何 濟上之邑也

⑧ 「濟」は、四瀆の簡別名である。江・河・淮・濟を四瀆という。

經 夏四月葬衛桓公

經 秋衛師入盛

團 曷爲或言率師或不言率師

將 尊師衆 稱某率師

⑨ 「將尊」とは、大夫のことをいう。「師衆」とは、二千五百人以上である。二千五百人を「師」と稱する。（二年に）「無駭率師入極」とあるのが、その例である。禮では、天子は六師、方伯は二師、諸侯は一師である。

〔附〕二年の經の原文では、「率」を「帥」に作っている。

團 將尊師少 稱將

⑩ 「師少」とは、二千五百人未滿である。（成公三年に）「晉卻克衛孫良夫伐麇咎如」とあるのが、その例である。

〔附〕成公三年の經の原文では、「麇」を「將」に作っている。

團 將卑師衆 稱師

⑪ 「將卑」とは、士のことをいう。（ここに）「（秋）衛師入盛」とあるのが、その例である。

團 將卑師少 稱人

⑫ （二年に）「鄭人伐衛」とあるのが、その例である。

團 君將不言率師

書其重者也

㊤場合わけをするのは、元帥を責め、同時に、功悪に大小があることを記録するのである。(僖公十五年に)「(公孫敖、率師及諸侯之大夫)救徐」とあり、(桓公五年に)「(秋蔡人、衛人、陳人)從王伐鄭」とあるのが、その例である。

㊤徐疏に「將尊師衆而有功小 將卑師少而有功大 將卑師少而無功爲惡小 將尊師衆而無功爲惡大」とあり、「公孫敖救徐者 將尊師衆無功是其惡大也 蔡人等從王伐鄭 稱人而行義 是其功大也」とあるのを参照。

注の「元帥」の「帥」は、徐疏に従って、「帥」に改める。なお、「元帥」とは、傳の所謂「將」のことなのか、あるいは、總大將「君?」のことなのか、はっきりしない。

㊤九月考仲子之宮

團考宮者何 考猶入室也 始祭仲子也

㊤「考」は、成である。仲子の宮廟を成して、祭ったのである。鬼神の住ませ方は、生人が宮室に入ると同じであって、必ず飲食を供しなければならぬ。惠公の廟にいっしょに祭らないのは、妾母は卑しいからである。たとえ夫人であっても、別に廟をつくって祭るのである。禮では、妾廟は、(その)子が死ねば廢する。「立」と言わないのは、變禮として認められるからである。「之」(の字)を加えているのは、宮廟については、尊と卑とで名が同じであり「ともに」宮

という(しかも、「宮」は、「仲子」といったような)號稱に配すべき言葉ではないから、「之」を加えて(その間を)斷絶したのである。

㊤注の「考 成也」及び「禮妾廟子死則廢矣」については、穀梁傳文に「考者何也 考者成之也 成之爲夫人也 禮 庶子爲君 爲其母築宮使公子主其祭也 於子祭 於孫止」とあるのを参照。

注の「不言立者 得變禮也」については、成公六年他の傳文に「立者不宜立也」とあるのを参照。また、『春秋繁露』玉英篇に「春秋有經禮有變禮、爲如安性平心者 經禮也 至有於性雖不安 於心雖不平 於道無以易之 此變禮也」とあるのを参照。

注の「號稱」については、元年秋七月の注に「仲字 子姓」とあるのを参照。

團桓未君 則曷爲祭仲子

㊤「子がいなければ、廟をつくらぬ」「(莊公三十二年傳文)から。㊤ただし、莊公三十二年の傳文は、妾母についてではなく、未除年の君について言っている。

團隱爲桓立 故爲桓祭其母也

然則何言爾 成公意也

㊤桓(公)の母を尊んで、ために廟を立てたのは、桓が立つべきであることを明らかにしたのであり、適切な措置であった。だから、ほめて書いたのである。隱公の意志を明らかにし、その賢行を成就させるため(の手立て)である。

㊤初獻六羽

團初者何 始也

六羽者何 舞也

⑤羽を持って舞うのである。

團初獻六羽 何以書 譏 何譏爾

譏始僭諸公也

⑥「僭」は、齊「ひとしい」である。下が上に倣うという表現である。

團六羽之爲僭奈何

天子八佾

⑦「佾」は、列である。八人が一列となり、八八、六十四人である。八、

風にのっとなっている。

⑧『白虎通』禮樂篇に「法八風六律四時也」とあり、「八佾者何謂也

佾者列也 以八人爲行列 八八六十四人也 諸公六六爲行 諸侯四四

爲行」とあるのを参照。

團諸公六

⑨六人が一列となり、六六、三十六人である。六律にのっとなっている。

團諸侯四

⑩四人が一列となり、四四、十六人である。四時にのっとなっている。

團諸公者何 諸侯者何 天子三公稱公 王者之後稱公

其餘大國稱侯

⑪「大國」とは、百里（四方）をいう。

⑫『禮記』王制篇に「公侯田方百里 伯七十里 子男五十里」とあるの

を参照。

團小國稱伯子男

⑬「小國」とは、伯七十里、子男五十里をいう。

團天子三公者何 天子之相也

⑭「相」は、助である。

團天子之相 則何以三

⑮經にでてくるのは、祭公「桓公八年」と周公「僖公九年」だけである、

から。

團自陝而東者 周公主之 自陝而西者 召公主之 一相處乎内

⑯「陝」とは、おそらく、今の弘農（郡）陝縣が、それにあたるである

う。禮では、司馬が兵をつかさどり、司徒が教をつかさどり、司空が

土をつかさどる。《春秋》は、「亂世を治める」「哀公十四年傳文」

ものであり、細陟を本とするから、（傳は）細陟にかかわる者「同じ

「公」でも、王者の後ではなくて、天子の三公」をとり擧げ、（それ

らが）つかさどる対象について言ったのである。

⑰注の前半については、『白虎通』封公侯篇に「司馬主兵 司徒主人

司空主地 王者受命 爲天地人之職 故分職以置三公 各主其一 以

効其功」とあるのを参照。

後半については、『白虎通』巡狩篇に「傳曰 周公入爲三公 出爲二

伯 中分天下 出黜陟」とあるのを参照。

團始僭諸公昉於此乎 前此矣 前此則曷爲始乎此

僭諸公猶可言也 僭天子不可言也

⑱傳がこのように言っているのは、「託始」といわないことを解説した

のである。(《春秋》に入ってからでも、ここより)前に恵公の廟で八佾を僭したのであるが、大悪であるため言うことが出来ないから、下って「Or轉じて」、六佾を僭したことによって譏ったのである。(つまり)本来、(始めを)託すべきものは、六(羽)だけではないから、また上「二年」のように傳を發する「託始」と言うわけにゆかないのである。「初」を加えているのは、そのまま恆例にしたからである。「獻」とは、下が上を奉ずるといふ表現である。「六佾」と言わないのは、佾といえは干「たて」舞がその中に含まれてしまうからであり、(これによつて)婦人には武事はなく、ただ文樂だけを演奏する、ということを示したのである。「羽」は、鴻の羽である。文德による教化がすみやかであることにかたどるためである。樂は本来、和順に起こるものであり、(まず)和順が中「内」に蓄積し、その後で榮華が外に發現するのである。だから、八音は德の華であり、歌は德の言であり、舞は德の容である。したがって、その音を聴けば、その德を知ることができ、その詩「歌」をつまびらかにすれば、その意をさとることができ、その數「舞」をしらべれば、その容を正すことができる。(また)これを宗廟にすすめれば、鬼神をもてなすことができ、これを朝廷に用いれば、羣臣を秩序づけることができ、これを學官に立てれば、萬民を協和することができる。一般に、人が上の教えに従うのは、いつも、音から始まることであつて、音が正しければ、行いも正しくなる。だから、宮聲を聞くと、人は溫雅で廣大になり、商聲を聞くと、人は方正で義を好むようになり、角聲を聞くと、

人は惻隱の心をもち仁を好むようになり、徵聲を聞くと、人は整齊で禮を好むようになり、羽聲を聞くと、人は養いを樂しみ施しを好むようになる。(つまり、音樂は)血脈を揺り動かし、精神を流通し、正性を保つたためのものである。そもそも、樂は中「内」から出、禮は外からおこる、ものであつて、禮・樂が身についていけば、その容貌「態度」を視て、民は慢らなくなり、その顔色「表情」を觀て、民は争わなくなる。だから、禮・樂は、君子の奥深い教えであつて、少しの間も離れてはならないものである。君子が少しの間でも禮を離れば、暴慢(の行い)に襲われ、しばらくの間でも樂を離れば、姦邪(の行い)に侵入される。それ故、昔は、天子・諸侯は鍾磬を正しくかなで、(それを)庭から遠ざけることはなく、卿・大夫は琴瑟を手もとにおき、(それを)遠ざけることはなかった。仁義を養い淫辟を除くため(の手立て)である。『魯詩』の傳に「天子は食事時に日々音樂を奏し、諸侯は(日々)縣「鍾や磬」をとかず、大夫・士は日々琴瑟を側に置く」とある。王者は、治が定まると禮を制し、功が成ると樂を作る。(新しい禮・樂を)制作してないうちは、先王の禮・樂の中でその時代に適合する者をかりて用いるのである。堯の(樂)を「大章」といい、舜のを「蕭韶」といい、夏のを「大夏」といい、殷のを「大護」といい、周のを「大武」という。各々、その時代の民が樂しんだ點をとりあげて名づけたのである。(つまり)堯の時代には、民は道が章明であつたことを樂しみ、舜の時代には、民は堯の道を脩め紹「つ」いだことを樂しみ、夏の時代には、民は三聖が

相續いたことを楽しみ大とし、殷の時代には、民は自分達を（桀王から）護ってくれたことを楽しみ大とし、周の時代には、民は（紂王を）討伐したことを楽しんだのである。（これらは）本来、號は違っても旨意は同じものであり、歌は違っても歸趣は同じものなのである。鬼神に對して禮を失した場合は、例として日をいう。（それなのに）ここで日をいわないのは、（本来、「獻羽」だけが非禮で、「考宮」はそうではないのだが、日をいうと、逆に）「考宮」だけを非禮ゆえに書いた、かにまぎらわしいから、（日はいわずに）末の方「獻羽」のところ「で「初」と言うことによって、「獻羽」だけが非禮である」とが）わかるようにしたのである。

附注のはじめの方の、「訖」及び「議」は、按勘記に従って、それぞれ「託」及び「譏」に改める。

注の「夫樂本起於和順云云」については、『春秋繁露』楚莊王篇に「樂者盈於内而動發於外者也」とあり、また、『禮記』樂記篇に「德者性之端也 樂者德之華也 金石絲竹樂之器也 詩言其志也 歌咏其聲也 舞動其容也 三者本於心 然後樂器從之 是故情深而文明 氣盛而化神 和順積中而英華發外」とあるのを参照。

注の「凡人之從上教也云云」については、『史記』樂書に「太史公曰（中畧）正教者皆始於音 音正而行正 故音樂者 所以動盪血脈 通流精神而和正心也（中畧）故聞宮音 使人溫舒而廣大 聞商音 使人方正而好義 聞角音 使人惻隱而愛人 聞徵音 使人樂善而好施 聞羽音 使人整齊而好禮 夫禮由外入 樂自内出 故君子不可須臾離禮

須臾離禮則暴慢之行窮外 不可須臾離樂 須臾離樂則姦邪之行窮内 故樂音者 君子之所養義也 夫古者 天子諸侯聽鐘磬未嘗離於庭 卿大夫聽琴瑟之音未嘗離於前 所以養行義而防淫佚也」とあり、また、『禮記』樂記篇に「故樂也者動於内者也 禮也者動於外者也 樂極和 禮極順 内和而外順 則民瞻其顔色而弗與爭也 望其容貌而民不生 易慢焉」とあるのを参照。

注の「魯詩傳曰云云」については、『玉函山房輯佚書』は、これを申培『魯詩故』の文として輯佚し、唐風〈山有樞〉に關わるものとしている。なお、『白虎通』禮樂篇に「詩傳曰 大夫士琴瑟御」とあるのに従って、「御」の字を補う。ちなみに、「御」については、『詩』鄭風〈女曰雞鳴〉に「琴瑟在御」とある。

注の「王者云云」については、『禮記』樂記篇に「王者功成作樂 治定制禮」とあるのを参照。また、『漢書』董仲舒傳に「王者未作樂之時 乃用先王之樂宜於世者」とあり、王吉傳に「王者未制禮之時 引先王禮宜於今者而用之」とあるのを参照。

注の「堯曰大章云云」については、『太平御覽』卷第五百六十六に引く『春秋元命包』に「是故作樂者 必反天下之始樂於己爲本 舜之時 民樂其紹堯業 故韶者紹也 禹之時 民大樂其駢三聖相繼 故夏者大也 湯之時 民大樂其救於患害 故護者救也 文王之時 民樂其與師征伐 故武者伐也 四者天下所同樂一也 其所同樂之端不可一也」とあるのを参照。なお、『春秋繁露』楚莊王篇及び『白虎通』禮樂篇にも、同旨の文がみえる。なお、注の「紀」は、按勘記に従って、

「紹」に改める。

注の「此不日者云云」については、「考宮」と「獻羽」とは同日の事件であるから、「獻羽」のところで日をいう方法はとれない、という前提がある。

經 邾婁人鄭人伐宋

⑤邾婁は小國であるのに、上におかれているのは、會に主となったからである。

經 螟

團何以書 記災也

⑥「災〔災〕」とは、人や物に害があり、事に随ってやって来るものである。これより先に、隱公が百金の魚を網でとり、苛酷な法令を設けて民を禁制した、ことが招いた結果である。

⑦『白虎通』災變篇に引く『春秋潛潭巴』に「災之言 傷也 隨事而誅」とあるのを参照。また、『漢書』五行志下之上に「隱公五年秋螟

董仲舒劉向以爲時公觀漁于棠 貪利之應也」とあるのを参照。なお、注の「治」は、按勘記に従って、「法」に改める。

經 冬十有二月辛巳公子彊卒

⑧日をいつているのは、隱公が賢君であるため、大夫に對して恩禮があるべきだからである。益師の場合〔元年〕は始めて法をあらわし、無駭の場合〔八年〕は有罪であり、俠の場合〔九年〕も命をうけていな

いから、ここだけ日をいえるのである。

⑨元年の注に「於所傳聞之世 高祖曾祖之臣恩淺 大夫卒 有罪無罪皆不日畧之也」とあるのを参照。なお、注の「据」は、按勘記に従って、衍文とみる。

經 宋人伐鄭圍長葛

圍邑不言圍 此其言圍何

⑩（莊公二年には）「夏公子慶父帥師 伐於餘丘」とあって、「圍」とは言っていない、から。

圍 疆也

⑪邑の場合は、圍んでも（普通）「伐」と言う。（ここは特別に）宋が疆〔強引〕で無義であったことを悪んだのである。是が非でも邑を手に入れようとしたから、その意志どおりにして「圍」と言ったのである。（宋ではなくて）鄭が疆〔強力〕であったと理解できないわけは、公が楚師をひきいて宋を伐ち繒を圍んだ場合には、（傳で）「疆」と言っていない、からである。

⑫僖公二十六年に「冬楚人伐宋圍繒」とあり、傳に「邑不言圍 此其言

圍何 刺道用師也」とあり、注に「時以師與魯 未至 又道用之」とある。なお、『義疏』に「惟彼楚、自伐宋 此注言公以者 因魯乞師伐齊 遂道伐宋 罪坐所由 故言公以也 或涉彼下經公以楚師伐齊 誤衍」とあるのを参照。

〔隱公六年〕

經六年春鄭人來輸平

團輸平者何 輸平猶墮成也

何言乎墮成

㊦ 鞏が諸侯と會して鄭を伐った〔四年〕後、（經で）和平のことをいっていない、から。なぜ「和平を墮した」というのか。

㊦ 注の「据」は、全體にかけて讀むべきかもしれない。

團敗其成也

㊦ （實は）鞏が鄭を伐った後、兩國は和平していたのであって、外の和平だったから書いてないだけである。それ故、このように言ったのである。

㊦ 徐疏に「魯、與鄭平 而言外平者 謂伐鄭之後 時公子鞏在外與鄭平

不得公命 是以不書 故曰外平不書耳」とあるのを参照。

團曰 吾成敗矣

㊦ 「吾」とは、魯のことである。

團吾與鄭人未有成也

㊦ 「未」は、無である。この傳を發したのは、鄭が「人」を稱しているのは共國の辭〔兩國をともに貶する表現〕である、ということを解説するためである。

團吾與鄭人則曷爲未有成

㊦ 戦伐の文がないから。

團狐壤之戰 隱公獲焉

㊦ （實は）この時、鄭人と狐壤で戦い、鄭に獲られたのである。

團然則何以不言戰

㊦ 「戦」は、内〔魯〕が敗れたという表現である。鞏の戦では、君が獲られて「師敗績」と言っている、から。

㊦ 注の「戦者内敗文也」については、桓公十年の傳文に「何以不言師敗績 内不言戰 言戰乃敗矣」とあるのを参照。「鞏戦」については、成公二年に「六月癸酉季孫行父臧孫許叔孫僑如公孫嬰齊師師會晉卻克衛孫良夫曹公子手及齊侯戰于鞏 齊師敗績」とある。外の「師敗績」は、内の「戦」に相當するのである。

團諱獲也

㊦ 「君が獲られたときは、『師敗績』と言わない」（僖公十五年傳文）から、「戦」と言わずに「輸平」という表現で諱んだのである。鞏の戦で、内が敗れたという表現〔「戦」を避けている、のとは異なる。「戦」には、例として時をいう。偏戦には日をいい、詐戦には月をいう。（ここで）日をいっていないのは、鄭が詐ったからである。月をいっていないのは、正月だからである。隱（公）には最後まで正月を奉ずる〔君となる〕意志がなかったことを示したのである。地をいっていないのは、深く諱んである。實際に和平を墮した、かのようにしたから、地をいわないのである。「人」を稱して共國の辭をなしているのは、「來て和平を墮した」とあるため、鄭だけを悪んでいる、かにまぎらわしいから、鄭が勝手に諸侯を獲たのも、魯が難に殉ずることが出来なかったのも、いづれもみな絶つべきである、ということ

を明らかにしたのである。

④ 注の「秦戰辟内敗文」については、徐疏に「秦戰之時 實齊侯被獲 宜去敗績直言戰而已 但時内大夫在焉 辟内敗文 故不得言戰矣」とあるのを参照。

注の「偏戰日 詐戰月」については、僖公二十二年の傳文に「偏戰者 日爾」とあり、同三十三年の傳文に「詐戰不日」とあるのを参照。

注の「不月者云云」については、十一年の傳文に「隱何以無正月 隱 將讓乎桓 故不有其正月也」とあるのを参照。

なお、注の「是」及び「偏」は、按勘記に従って、それぞれ、「異」及び「偏」に改める。また、按勘記に従って、「擅獲」の上に、「明鄭」の二字を補う。

⑤ 夏五月辛酉公會齊侯盟于艾

⑥ 秋七月

⑦ 此無事 何以書

春秋雖無事 首時過則書

⑧ 「首」は、始である。「時」は、四時である。「過」は、歴である。

春は正月を始めとし、夏は四月を始めとし、秋は七月を始めとし、冬は十月を始めとする。ある一つの季節を経過して（その間に）事件がなければ、その季節の始めの月を書くのである。

⑨ 首時過則何以書

⑩ 事件がないから。

⑪ 春秋編年 四時具然後爲年

⑫ 王者は、四時の正を守り、それに順うべきである、ということを示すに「昊天をうやまつてそれに順い、日月星辰（の運行）を測量し、つっしんで民時〔農耕の暦〕を定め（させ）た」（『堯典』）とある。事件があれば（必ずしも）月をいわないのは、人道が正しければ、天道も定まる、からである。

⑬ 冬宋人取長葛

⑭ 外取邑不書 此何以書

久也

⑮ 昔、出征は時〔三箇月〕を踰えなかった。（それなのに）今ここで宋は、年をあらためてまでして、邑を取ったのである。（つまり）長い間、師衆を風雨にさらして苦しめたまま、外にいたから、書いてにくんだのである。（「長葛」を）「鄭」に繋げ、「伐」を擧げる、ということをしていないのは、上の「伐」「圍」にひきつづいて取ったことが明らかだからである。

⑯ 注の「古者師出不踰時」については、『白虎通』三軍篇に「古者師出不踰時者 爲怨思也」とあるのを参照。

注の「更年」については、五年に「宋人伐鄭圍長葛」とあるのを参照。

〔隱公七年〕

⑰ 七年春王三月叔姬歸于紀

㊦「叔姫」は、伯姫の媵である。このときになってようやく嫁いたのは、

父母の國で成長を待ったからである。「婦人は、八歳で數に入り、十五で嫡に従い、二十で君子（の寢席）につかえる」「徐疏によれば、

『書傳』の文」。媵は賤しいのに、書いているのは、後に嫡となり、賢

行があった、からである。（つまり）紀侯が齊に滅され、紀季が鄆を

ひきいて齊に入った「莊公三、四年」が、叔姫は（出もどり先の魯か

ら）鄆にかえり「莊公十二年」、よく苦しい境遇に耐え、婦道を完う

したから、重んじて記録したのである。

㊧注の「伯姫」については、二年に「冬十月伯姫歸于紀」とある。

注の「後爲嫡」については、『白虎通』嫁娶篇に「春秋傳曰 叔姫歸

于紀 叔姫者伯姫之姊也 伯姫卒 叔姫升于嫡 經不譏也」とあるの

を参照。

經滕侯卒

團何以不名

㊨（八年には）「夏六月己亥 蔡侯考父卒」とあって、名をいっている、

から。

團微國也

㊩小國だから、畧して名をいわないのである。

團微國則其稱侯何

㊪「大國を『侯』と稱し、小國を『伯』『子』『男』と稱する」「五年

傳文」から。

團不嫌也

㊫（ここに）「滕侯卒」とあって、名をいっておらず、下で常に「子」

と稱しているから、（ここで）「侯」と稱しても、大國であるかさま

ぎらわしくない。

團春秋貴賤不嫌同號

㊬貴賤がまぎらわしくない場合は、號稱を共通にするのである。たとえ

ば、齊も滕も「侯」と稱し、微者の場合も貶する場合も「人」と稱し

ているのは、いづれもみな（他に）起文「貴賤を示す表現」があつて、

貴賤がまぎらわしくないから、號を同じにしたのである。

團美惡不嫌同辭

㊭たとえば、繼體の君の場合も、弑された君を繼いだ場合も、「即位」

を稱しているのは、いづれもみな（他に）起文「美惡を示す表現」が

あつて、美惡がまぎらわしくないから、辭を同じにしたのである。滕

は微國であるから、所傳聞の世においては、卒をいえないはずである。

（それなのに、ここで）「侯」と稱して卒をいっているのは、『春秋』

は魯を王とし、隱公に假託して彼を始めて受命した王とみなしており、

滕子が（その當の）隱公にまっ先に朝したため、『春秋』は禮をもつ

てこれを褒め「十一年に「侯」と稱していることを指す」、嗣子「十

一年の「滕侯」は、自分の（「侯」という）祿にしたがつて（父、つ

まり、ここの「滕侯」を）祭ることが出来るから、（ここで）「侯」

と稱してその義を示したのである。

㊮注の「繼弑君亦稱即位」については、桓公元年及び宣公元年の傳文に

「繼弑君不言即位」とあるのを参照。

注の「滕子先朝隱公 春秋褒之以禮」については、十一年に「春滕侯薛侯來朝」とある。

なお、注の「其禮」の「禮」は、四部叢刊本に従って、「祿」に改める。

經夏城中丘

團中丘者何 内之邑也

城中丘何以書

㊦上で「中丘者何」と言っているのは、邑のことを指してたずねたのである。そのままつづいて「何以書」と言おうとすると、單に、「中丘」と書いたことについてたずねている、かにまぎらわしい。だから、もう一度「城中丘、何以書」と言ったのである。

㊦注の「上問」の「問」は、抜勘記に従って、「言」に改める。「故因」の「故」も、同じく、「欲」に改める。

團以重書也

㊦大工事であったから、書いたのである。(そのつど) 少しづつなおしておくべきところを、(ほおっておいて) 大きく崩壊させてしまい、その後で衆人を動員して城きやうき、むやみに百姓を苦しめ、國家を空虚にした、から、「城」と言っ、それが大工事であって、始めて城を作るのとかわりなかった、ということを明らかにしたのである。邑を城くには、例として時をいう。

經齊侯使其弟年來聘

團其稱弟何

㊦「諸侯の子を『公子』と稱する」(『儀禮』喪服傳)から。

團母弟稱弟 母兄稱兄

㊦「母弟」とは、同母弟である。「母兄」とは、同母兄である。「同母(弟)」と言わずに「母弟」と言うのは、「不如」のことを「如」と言うようなものであって、齊人の語である。同母(の兄弟)を區別するのは、《春秋》は周の文を變じて殷の質に従うものであり、質家は親親を旨とするから、羣公子と異なって特別にねんごろにすべきことを明らかにするのである。「聘」は、問である。「來聘」を書くのは、いづれもみな、内(魯)が聘をうけたことを喜んでである。昔は、諸侯は(天子に)朝し、朝がおわると聘した。賢を慕い、禮をならい、法度を一にし、天子を尊ぶ、ためである。「聘公」と言わないのは、禮では聘は大廟で受けるものであり、孝子は謙遜して、自分をこれに當てることはせず、美(名譽)を先君に歸する、からである。また、賓客を重んじる、からである。

㊦注の「謂不如爲如」については、元年の注に「如即不如 齊人語也」とある。

注の「公別」の「公」は、抜勘記に従って、「分」に改める。

注の「春秋云云」については、『春秋繁露』玉杯篇に「春秋之序道也 先質而後文」とあり、十指篇に「承周文而反之質 一指也」とあり、三代改制質文篇に「主天法質而王 其道佚陽 親而多質愛 故立嗣予子 篤母弟」とあるのを参照。

注の「古者云云」については、『初學記』卷第十四他に引く『白虎通』に「諸侯相聘 爲尊敬也 故諸侯朝聘 天子無恙 法度得無變更 所以憲禮正刑壹德以尊天子也」とあるのを参照。なお、注の「孝禮」の「孝」は、按勘記に従って、「考」に改める。

經秋公伐邾婁

經冬天王使凡伯來聘

⑤（この記事を）書いたのは、喜んでである。昔は、諸侯に顯著な德行や教化があれば、天子はこれを聘問し、（その際、諸侯は）北面して臣を稱し、これを大廟で受けなければならなかった。王命を尊び、美「名譽」を先君に歸し、自分をこれに當てることはしない、ためである。

經戎伐凡伯于楚丘以歸

團凡伯者何

⑥上で「聘」と言い、ここで「伐」と言っていて、異なる人物である、かにまぎらわしいから、疑問としてたずねたのである。

團天子之大夫也

此聘也 其言伐之何

⑦出聘（した大夫）は、郊・柳（のような天子の邑）と異なるため、「伐」とは言えないはずである、から。「伐」をたずねるのに「之」（の字）を加えているのは、軽いものと重いものとの両方を擧げていることについてたずねたことになる、のを避けるためである。

⑧注の「郊」については、昭公二十三年に「晉人圍郊」とあり、傳に

「郊者何 天子之邑也」とある。また、「柳」については、宣公元年に「冬晉趙穿帥師侵柳」とあり、傳に「柳者何 天子之邑也」とある。

注の後半については、徐疏に「桓十二年及鄭師伐宋 丁未戰于宋 傳云 戰不言伐 此其言伐何 彼問輕重兩擧 不言之」とある。なお、莊公十年の傳文に「戰不言伐 圍不言戰 入不言圍 滅不言入 書其重者也」とあるのを参照。

團執之也

執之則其言伐之何

⑨（昭公十三年には）「晉人」執季孫隱如（以歸）」とあって、「伐」とは言っていない、から。

團大之也

⑩王命を尊び、位に殉ずるべきであったことを責めるから、國と同じにしたのである。

團曷爲大之

⑪王子突の場合は「人」に繋げているから。

⑫莊公六年に「春王三月王人子突救衛」とあり、傳に「王人者何 微者也 子突者何 貴也 貴則其稱人何 繫諸人也」とある。

團不與夷狄之執中國也

⑬地が京師に接していなかったから、（傳は）「中國」によって正したのである。「中國」は、禮義の國であり、「執」は、治めるといふ表現である。君子は、禮義のないものに禮義のあるものを治めさせはし

ないから、絶って、「執」とは言わず、正して、「伐」と言ったのである。天子の大夫を執えたのに、(傳が)「中國」によって正しているのは、中國を執えるのさえないけないのに、まして天子の大夫を執えるのはなおさらである、からである。夷狄を降し天子を尊んで順當〔or 從順〕な表現をするため(の手立て)である。

團其地何

㊤(昭公十三年には)「晉人」執季孫隱如(以歸)と(だけ)あって、地はいつていない、から。

團大之也

㊤上の「伐」という表現に順って、楚丘が國であるかのようにしたのであり、(莊公二年に)「夏公子」慶父(帥師)伐於餘丘」とあるのと同じである。地をいうのに「衛」としていないのは、天子の大夫が至尊なる王命を奉じ、ある土地の諸侯を訪問するため出入りする際、(患難があれば)その土地の諸侯は、國君に對するのと同様に、その患難にかけつけなければならぬ、からである。「つれ歸った」ことを記録しているのは、凡伯が位に殉ぜず、それによって王命を辱しめた、ことを悪んでである。

㊤注の前半については、莊公二年の傳文に「於餘丘者何 邾婁之邑也 曷爲不繫乎邾婁 國之也」とある。なお、穀梁傳文に「國而曰伐」とあり、また、「楚丘 衛之邑也」とあるのを参照。

注の「顧在所諸侯有出入 所在赴其難」は、意味がよくわからない。なお、「出入」については、『國語』魯語上の章注に「出入 謂受使

出境入國」とあるのを参照。

〔隱公八年〕

經八年春宋公衛侯遇于垂

㊤「宋公」が上におかれているのは、この時、衛侯が宋公をまじうけたのだが、豫期していなかった方を主にさせるからであり、用心すべきことを明らかにしたのである。「王」が無いのは、「遇」がその間「春」と「三月」との間にあるため、「王」を、「遇」の(上)に置けば、事件「遇」のために出したかにまぎらわしく、「遇」の(下)に置けば、月を制することの出来る天法「春」が無いかにまぎらわしく、書きようがないからである。

經三月鄭伯使宛來歸邴

團宛者何 鄭之微者也 邴者何 鄭湯沐之邑也

天子有事于泰山 諸侯皆從泰山之下 諸侯皆有湯沐之邑焉

㊤「有事」とは、巡守・祭天・告至の禮である。(その際)沐浴潔齋して敬意をつくさなければならぬから、湯沐の邑と言うのである。諸侯を厚遇し、その費用を供給する、ためのものである。禮では、四井を邑とし、邑は二里四方であり、東方の二州は四百二十國であるから、合計で、邑は、よこ四十里、たて四十二里となる。舍止し稟穀を供給するのに充分な點に取ったのである。「歸邴」を書いているのは、鄭伯が、天子を尊びそれに事える心をもたず、勝手に湯沐の邑を魯にお

くり、誅するに値する背叛を犯した、ことを甚だ悪んである。「使」を記録しているのは、湯沐の邑を重んじ尊んである。王者が必ず巡守するわけは、天下が太平であっても、自分で見てみなければ、遠方にひょっとして、しかるべき處遇をうけていないものがあるのではな
いか、と心配だから、三年に一度、三公に細陟させ、五年に一度、自分で巡守するのである。「巡」は循と同じであり、「守」は守と同じである。（つまり、「巡守」とは）循行し守視する「めぐりあるき視察する」という表現である。なお、（その際）すべての國に行き、すべての人を見る、ということ、煩わしくて出来ないから、四嶽に（だけ）行くのであり、それで、四方の政を知るに充分なのである。『尙書』に「その歳の二月に、東に巡守して、岱宗に至り、柴を燔いて天を祭り、山川を順序どおりに望祭した。ついで、東方の諸侯にあり、時・月・日を正してひとしくし、律・度・量・衡を統一し、五禮や、五玉・三帛・二生・一死の贄を整え、（贄のうち）五器〔五玉〕は、終わってから（諸侯に）返した。五月に、南に巡守して、南嶽に至り、岱宗での禮と同じことをした。八月に、西に巡守して、西嶽に至り、はじめ〔岱宗での禮〕と同じことをした。十一月に、北に巡守して、北嶽に至り、西嶽での禮と同じことをした。ひきかえして嵩に至り、はじめの禮と同じことをした。（京師に）歸ると、禰祖（の廟）に詣で、牛一頭の犠牲を供えて祭り、報告した」〔堯典〕とある。

〔附注の〕「禮四井爲邑云云」については、『周禮』小司徒に「四井爲邑」とあり、注に「四井爲邑 方二里」とあるのを参照。また、『禮記』

王制篇に「八州 州二百一十國」とあるのを参照。

注の「王者所以必巡守者云云」については、『白虎通』巡狩篇に「王者所以巡狩者何 巡者循也 狩者牧也 爲天下循行 守牧民也 道德太平 恐遠近不同化 幽隱有不得所者 故必親自行之（中畧）故五年一巡狩 三年二伯出述職黜陟」とあるのを参照。

注に引用されている『尙書』のうち、「還至嵩如初禮」の句は、現行の『尙書』にはみえない。

經庚寅我入邶

團其言入何

⑤上に「歸」と書かれていて、邑を取ったことが明らかであり、（その後）事件がないのに、さらに「入」と書いている、から。

團難也

⑥「入」は、すでに行き着いていたという書き方ではない。難澀したという表現である。ここの魯は、邶を受け、鄭と同罪で、誅すべきであるから、「入」と書いて、魯のために、難澀したという表現を示そうとしたのである。

團其日何

⑦邑を取るには（普通）日をいわないから。

團難也

⑧おくれた後で日をいつているから。この時、難澀して、すぐには入れず、この日になってようやく入った、ということである。

團其言我何

㊤(哀公八年には)「吳伐我」とあって、吳(の方)が伐ったため、「我」と言っている、から。

㊦注の「日」は、校勘記に従って、「吳」に改める。

團言我者非獨我也

㊧自分(だけ)が邑に入った場合には、「我」とは言えない。他人がその中においてはじめて、「我」と言える。だから、「我」と言うことによつて)わが國だけではなかったことを示すことが出来るのである。

團齊亦欲之

㊨當時、齊が鄭・魯としきりに聘會したのは、(齊も)また郕をほしがっていたからである。それ故、わが國だけではなかったとする「我」と言う)ことによつて、齊の惡を示したのである。齊の惡が示されれば、魯は邑を欲した罪を蒙るにしても、その惡が減殺される「?」。

㊩注の最後の「魯蒙欲邑見於惡愈矣」は、意味がよくわからない。

經夏六月己亥蔡侯考父卒

經辛亥宿男卒

㊪宿は本来、小國であるから、卒をいわないはずである。(それなのに、ここで)卒をいい、日をいっているわけは、《春秋》は魯を王とし、隱公を始めて受命した王とみなしており、宿男が(その當の)隱公とまっ先に接したから、卒をいって褒めたのである。名をいわず、「葬」を書かないのは、微者と盟つたため、功が薄く、(あくまで)小國として褒めるのが順當であるから、小國の例に従つたのである。

㊫元年に「九月及宋人盟于宿」とあり、傳に「孰及之 内之微者也」とあり、注に「宿不出主名者 主國主名與可知 故省文」とあるのを参照。

經秋七月庚午宋公齊侯衛侯盟于瓦屋

經八月葬蔡宣公

團卒何以名 而葬不名

卒從正

㊬卒は天子に赴告すべきものであり、「君の前では、臣は名をいう」(莊公九年傳文)から、君臣の正義に従つて言うのである。

團而葬從主人

㊭葬の場合は、きまつた月があつて、わかるため、天子に赴告しないから、別に、蔡の臣子の立場からの表現に従つて、「公」と稱するのである。

㊮三年の注に「諸侯五月而葬」とあるのを参照。なお、注の「自從」は、連文として讀むべきかもしれない「?」。

團卒何以日 而葬不日

卒赴

㊯天子に赴告するのである。天子はあわれんで、知りたいと思ひ、また、臣子はいたんで、つぶさに赴告せずにはいられない、からである。

㊰『白虎通』崩薨篇に「臣死亦赴告於君何 此君哀痛於臣子也 欲聞之 加賻贈之禮」とあるのを参照。

團而葬不告

㊦天子に赴告しないのである。「葬」のところ「ここ」で傳を發しているのは、正（しい例）に従ったのである。

㊦徐疏に「言從正者 謂卒日葬不日者是卒葬之正法」とある。つまり、ここは正しい例なのである。

經九月辛卯公及莒人盟于包來

團公曷爲與微者盟

㊦齊の高僂と盟った場合には、諱んでいる、から。

㊦莊公二十二年に「秋七月丙申及齊高僂盟于防」とあり、傳に「公則曷爲不言公 諱與大夫盟也」とある。

團稱人則從不疑也

㊦「從」は、隨從である。「莒人」とは、實は莒子のことであるが、「莒子」と言うと、公の行いが卑賤不肖であったため、諸侯は公に隨從して盟うことに同意せず、公の方がかえって隨從した、かにまぎらわしいから、「人」と稱させたのであり、そうすれば、公に隨從したということが疑なきものとなる。隱（公）は、桓（公）のために立ったが、狐壤の戦で難に殉ずることが出來ず「六年」、また、湯沐の邑を受け「この年」、一向に恥じるところがなく、鞶にすぎをみせてへつらいを言わせ、桓（公）に疑われることになった。だから、公は不肖で、わずかに微者を隨從させることが出來ただけであった、ということを書わしたのである。つまり、隱（公）の過失を痛んで記録したのであり、また、獲られたことと邑を受けたことが、（當該箇所

は）いづれも諱んでいて、明らかでないから、ここと上〔當該箇所〕

とで相俟ってはつきりするようになったのである。

㊦注の「實莒子也」については、俞樾『茶香室經說』はこれを非とし、

實は莒の大夫のことである、としている。

注の「公反隨從之」については、元年の傳文に「及猶汲汲也（中畧）

及 我欲之」とあるのを参照。

注の「隨從公不疑矣」については、『春秋繁露』觀德篇には「莒人疑

我 貶而稱人」とあって、はつきりはしないが、傳文の「疑」の解釋

が、何休と異なっている可能性もある。

經

㊦これより先に、狐壤の戦「六年」や中丘の勞役「七年」があったり、

また、邠の田を受けたり「この年」して、わずらわしかった、ことの

應徴である。

經冬十有二月無駭卒

團此展無駭也 何以不氏

㊦（五年には）「公子彊卒」とあって、公子を氏としている、から。

㊦注の「莊」は、按勘記に従って、「据」に改める。

團疾始滅也 故終其身不氏

㊦上の貶が、主として、入が（實は）滅であることを示すためであって、始め（て滅したことを）にくむためではない、かにまぎらわしいから、さらにまた、始めて滅したことをにくむために、死ぬまで貶する、の

であり、(そうすれば)上の貶が、始めて滅したことをにくむためである、ことをあらわすことが出来る。

④二年に「無駭帥師入極」とあり、傳に「無駭者何 展無駭也 何以不氏 貶 曷爲貶 疾始滅也」とあり、注に「以下終其身不氏 知貶疾始滅 非但起入爲滅」とあるのを参照。

〔隱公九年〕

⑤九年春天王使南季來聘

⑥三月癸酉大雨震電

⑦何以書 記異也 何異爾 不時也

⑧震・雷・電は、陽氣である。音がするのを「雷〔震〕」といい、音がしないのを「電」という。周の三月は、夏の正月にあたり、雨は、水と雪とが雑ってふるはずであり、雷〔震〕は地中で聞こえ、雉(だけ)が(感じて)なくはずであり、電はまだ現われることが出来ない。それなのに、(ここでは)大いに雨〔水〕がふり、震・電がおこった。これは、陽氣が時節を大きくはずしたということであり、ちょうど、隱公が長らく位に居て桓(公)に返さず、時宜を失した、のと同じである。日をいっているのは、一日の範囲内だったからである。一般に、災異が一日の場合は日をいい、日をかさねた場合は月をいい、月をかさねた場合は時をいい、時をかさねた場合は、「自」という表現を加えて異(變)とする。九年に発生したのは、陽數がすでに極まってい

るのに、國を桓(公)にかえさなかった、からである。

⑨注の前半については、『漢書』五行志中之上に「大雨 雨水也 震 雷也」とあり、「劉向以爲周三月 今正月也 當雨水、雪、雜、雨、雷電未可也」とあり、注の「可以極」の「可」は、按勘記に従って、衍文とみる。故以異書也」とあるのを参照。

⑩「曷爲以異書 大旱之日短而云災 故以災書 此不雨之日長而無災 故以異書也」とあるのを参照。

⑪庚辰大雨雪

⑫何以書 記異也 何異爾 倂甚也

⑬「倂」は、始である。始甚とは、大甚と同じである。おそらく、師説では、平地で七尺の雪は盛陰の氣である、と考えたのであろう。(「癸酉」から「庚辰」までの)八日の間に、先ず、長く位に居てはいけないうことを隱公に示し、ついで、盛陰の氣によって大いに怒ったのである。これは、桓(公)が怒って隱公を弑そうとしている、こと象である。

⑭注の二箇所の「始怒」の「怒」は、按勘記の前説及び俞樾『茶香室經說』の説に従って、いづれも衍文とみなす。なお、傳の「倂」に關しては、様々な解釋があつて、たとえば、王引之『經義述聞』は厚の意

とし、孔廣森『通義』は厲の意とし、陳立『義疏』は塚の意とし、于鬯『香草校書』は塚の意としている。

注の「七尺雪」については、『初學記』卷第二に引く『春秋考異郵』

に「庚辰大雪 雪深七尺」とあるのを参照。

注の後半については、『漢書』五行志中之上に「後八日大雨雪 陰見 間隙而勝陽 篡殺之既將成也」とあるのを参照。

○ 團 俠卒

團 俠者何 吾大夫之未命者也

⑤ 氏が無くして卒をいつている、から。命を受けていないのに卒をいつているわけは、賞與が定めがたい場合は、重い方をとる、からである。氏が無いのは、省畧したのである。

○ 附 桓公十一年の注に「上不及大夫 下重於士」とあるのを参照。

○ 夏 城郎

○ 秋 七月

○ 多公會齊侯于邴

○ 隱公十年

○ 十年春王二月公會齊侯鄭伯于中丘

⑥ 月をいつているのは、隱（公）が以前、鄭に獲られ「六年」、今ここで（それ以後）始めて會見したから、内「魯」を危んで記録したので

あり、君子は、「攻撃されたら（以後）交際しない」ようにすべきである、ことを明らかにしたのである。

○ 附 『論語』泰伯篇に「犯而不校」とある。ただし、何晏の『集解』には「包咸曰 校 報也」とあり、朱子の『集注』には「校 計校也」とある。

○ 夏 鞏帥師會齊人鄭人伐宋

○ 此公子翬也 何以不稱公子

⑥ 楚の公子嬰齊の場合には、一度貶した後、もとにもどして「公子」と稱している、から。

○ 附 成公二年に「十有一月公會楚公子嬰齊于蜀」とあり、つづいて「丙申 公及楚人秦人宋人陳人衛人鄭人齊人曹人邾婁人薛人鄆人盟于蜀」とあり、傳に「此楚公子嬰齊也 其稱人何 得一貶焉爾」とある。また、成公六年に「楚公子嬰齊率師伐鄭」とある。

○ 團 貶 曷爲貶

○ 隱之罪人也 故終隱之篇貶也

⑥ 上の貶（の理由）を、他の事に移してよい、かにまぎらわしいから、隱（公）の篇を終えるまで貶して、（上も）隱のために貶したことを明らかにしたのである。隱の罪人であることを示すため（の手立て）である。

○ 附 四年に「秋鞏帥師會宋公陳侯蔡人衛人伐鄭」とあり、傳に「鞏者何 公子翬也 何以不稱公子 貶 曷爲貶 與弑公也」とあり、注に「以

終隱之篇貶 知與弑公也」とある。

經六月壬戌公敗宋師于菅 辛未取郟 辛巳取防

圍取邑不日 此何以日

④ (昭公三十二年には) 「取闕」とあって、日をいつていない、から。

圍一月而再取也

④ 一箇月のうちに二つ取ったことを示したいから、日をいつたのである。

圍何言乎一月而再取

④ 「溈東の田及び沂西の田を取った」場合も、一箇月のうちに二つの邑を取ったのに、(そちらでは) 日をいつていない、から。

④ 哀公二年に「二年春王二月季孫斯叔孫州仇仲孫何忌帥師伐邾婁取溈東田及沂西田」とある。

圍甚之也

④ 魯が戦に乗じて、利を見て事を引き起こし、利心がくりかえし動いたことをひどいとするのである。

④ 傳注の「移」は、按勘記に従って、「利」に改める。

圍内大惡諱 此其言甚之何

春秋錄内而畧外 於外大惡書 小惡不書 於内大惡諱 小惡書

④ 邑を取るのには小惡であり、一箇月のうちに二つ取るのには小惡の中の甚しいものにはすぎないから、(諱まずに) 書いた、ということを示したの甚しいのである。内〔魯〕に關しては大惡を諱み、外に關しては大惡を書くのは、王者が起てば、まず自分を正すべきであり、内に大惡が

なくなつて、その後ではじめて、諸夏の大惡を治めることが出来る、

ということを示しているのであり、同時に、臣子の義としては、まず君父のために大惡を諱むべきである、ということを示しているのである。内の小惡を書き、外の小惡を書かないのは、内に小惡があれば、諸夏の大惡を治めることが出来るだけで、諸夏の小惡を治めることまでは出来ない、からであり、まず自分を正し、その後で人を正すべきである、ということを示しているのである。(内の) 小惡を諱まないのは、罪が薄く恥が軽いからである。「敗宋師」に日をいつているのは、期日を約束して偏戦した、ということを示したのである。「戦」と言っていないのは、王を魯に假託するから、匹敵したという表現で言わなかったのである。王義をつよめるため(の手立て)である。

經秋宋人衛人入鄭

經宋人蔡人衛人伐載 鄭伯伐取之

圍其言伐取之何

④ 國の場合は「滅」と言い、邑の場合に「取」と言うのであり、また、(僖公三年には) 「徐人取舒」とあって、「伐」を言っていない、から。

圍易也 其易奈何 因其力也 因誰之力 因宋人蔡人衛人之力也

④ 載がたまたま上の三國に伐たれたところ、鄭伯は、仁の心が無く、その困窮に乗じて滅してしまったのである。邑を取るように容易であつ

たから、「取」と言ったのである。容易であったのが、上の「伐」の力に因るものである、ことを示したいから、表現を（上と）同じにして「伐」と言い、上の「載」にしたがって「取之」と言ったのである。月をいっていないのは、悪を上の一三國に移したのである。

〔附注の最後については、徐疏に「正以滅國例月故也」とある。〕

〔冬十月壬午齊人鄭人入盛〕

〔日をいっているのは、盛は魯の同姓（の國）であり、隱（公）の篇に

おいて二度侵入されたから、憂録すべきことを明らかにしたのである。〕

〔五年に「秋衛師入盛」とある。〕

〔隱公十一年〕

〔十有一年春滕侯薛侯來朝〕

〔團其言朝何〕

〔内〔魯〕には「如」と言うから。〕

〔成公十三年に「三月公如京師」とある。なお、『春秋繁露』王道篇に

「内出言如」とあるのを参照。〕

〔團諸侯來曰朝 大夫來曰聘〕

〔傳で「來」と言っているのは、内外（の別）を解説したのである。〕

〔春秋〕は魯を王とし、王者は諸侯に朝することがないから、内〔魯〕

が外に行くのを「如」と言い、外が内に行くのを「朝」「聘」と言う

のである。外をわけ内を尊ぶため（の手立て）である。「朝公」と言

わないのは、禮では、朝は大廟で受けるものだからであり、聘の場合と同義である。

〔附注の「傳言來者解内外也」については、徐疏に「内郷外不言來 外郷内乃言來」とある。〕

注の「與聘同義」については、七年の注に「不言聘公者 禮聘受之於大廟 孝子謙 不敢以己當之 歸美於先君」とある。

〔團其兼言之何〕

〔鄧・穀が來朝した場合には、兼ねて「朝」と言うことはしていないから。〕

〔桓公七年に「夏穀伯綏來朝 鄧侯吾離來朝」とある。〕

〔團微國也〕

〔小國を畧記したのである。「侯」と稱しているのは、『春秋』は隱公に假託して彼を始めて受命した王とみなしており、滕・薛が（その當の）隱公にまっ先に朝したから、褒めたのである。儀父のところ「元年」ですでに原則を示しているのに、さらにまた滕・薛のことを出すのは、儀父の場合は盟ったので功が浅く、滕・薛の場合は朝したので功が大きく、宿の場合「元年」は微者と盟ったので功が最も小さいから、褒めるにも「？」各々差があるべきことを示したのである。滕が上に置かれているのは、『春秋』は周の文を變じて殷の質に従うものであり、質家は親親を旨とするため、まず同姓を封ずる、からである。〕

〔附注の「稱侯者云云」については、『春秋繁露』王道篇に「諸侯來朝者

得喪（中畧）滕薛稱侯」とあるのを参照。

注の「已於儀父見法」については、元年の注に「因儀父先與隱公盟可假以見喪賞之法」とある。

注の「滕序上者云云」については、『春秋繁露』觀德篇に「德等也則先親親」とあるのを参照。

經夏五月公會鄭伯于祁黎

經秋七月壬午公及齊侯鄭伯入許

⑤目をいっているのは、隱公を危んで詳録したのである。（隱公は）弟のために國を守っていたが、推讓を尙はず、しばしば不義を行い、皇天が災を降し、諂臣がはかりごとを進めるようになって、一向に悟らず、さらにまた、仲たがいで許に入った。（つまり）危亡のきざしが、外と内とに並んで生じたから、危んで詳録したのである。

⑥二年の注に「入例時 傷害多則月」とあるのを参照。

經冬十有一月壬辰公薨

團何以不書葬

⑦莊公には「葬」を書いているから。

⑧閔公元年に「夏六月辛酉葬我君莊公」とある。

團隱之也 何隱爾

弑也

⑨桓公に弑されたのである。

團弑則何以不書葬

⑩桓公には「葬」を書いているから。

⑪桓公十八年に「冬十有二月己丑葬我君桓公」とある。桓公も實は弑されたのである。

團春秋君弑賊不討 不書葬 以爲無臣子也

⑫《春秋》の通例を言っているのであって、文・武（の時）とは異なる。

⑬團子沈子曰 君弑臣不討賊 非臣也 子不復讎 非子也 葬 生者之事也 春秋君弑賊不討 不書葬 以爲不繫乎臣子也

⑭「子沈子」は、後師で、この意味をはっきり説明した者である。（つまり）臣子が賊を討たなければ、絶つべきであるから、君の喪「なきがら」が繋がる場所がない、ということを示したのである。沈子について、氏の上に「子」を冠しているのは、自分の師であることを著わしたのである。単に「子曰」とだけ言わないのは、孔子を避けたのである。「子」を冠していない場合は、他人の師である。

⑮「子」を冠しているものとしては、ここ以外に、子公羊子〔桓公六年・宣公五年〕、子沈子〔莊公十年・定公元年〕、子司馬子〔莊公三十年〕、子女子〔閔公元年〕、子北宮子〔哀公四年〕があり、「子」を冠していないものとしては、魯子〔莊公三年・同二十三年・僖公五年・同二十年・同二十四年・同二十八年〕、高子〔文公四年〕がある。

なお、四部叢刊本等に従って、傳文の「不復讎」の上に、「子」の字を補う。

團公薨何以不地

⑯莊公の場合には「薨于路寢」とあるから。

團不忍言也

⑤たおれふした場所を言うに忍びないのである。

團隱何以無正月

⑥六年の「輸平」に月をいっていないから。

附注の「易」は、按勘記に従って、「月」に改める。

團隱將讓乎桓 故不有其正月也

⑦上のいくつかの「公の意志を成就させる」ための經文は、ただ、始めのうち讓る意志があったことを示せるだけで、最後まであったことは示せない、かにまぎらわしいから、さらにまた、そのために篇を終えるまで「正月」をとり去って、隱（公）は最後まで國をもつ意志がなく、ただ桓（公）が疑って弑したのである、ということを明らかにしたのである。そもそも「公薨」（という記事）を書いたのは、臣子のために恩痛してである。他國の場合は、別に、王者の恩例に従って記録するのである。

附注の「上諸成公意」については、元年・二年・五年の傳文に、「成公意」とある。

注の「故復爲終篇去正月云云」については、六年の注に「不月者 正月也 見隱終無奉正月之意」とあるのを参照。

注の「自從」は、連文として讀むべきかもしれない「？」。